

スウェーデン、オランダは、この関係での国別の順位が下がった。

一般市民が薬物関連問題と接している状況をもって、直ちに、実際の薬物消費水準の指標と見なすことはできない。なぜなら、幾つかの国では、薬物の使用と所持に対する政府の厳しい取締政策の結果として、薬物関連問題は他の国以上に、水面下に隠れてしまっているからである。一般市民が薬物関連問題と接している状況の程度と各国の大麻消費率及び薬物常用者数の推定比率の間には、いかなる密接な関係も見出せなかった。また、薬物関連問題と接している状況の程度と財産犯罪の水準との間にも、関係は見出せなかった。

## 7 警察への犯罪の通報と被害者の満足度

### 7.1 警察への通報

被害者（又はその代理としての親族や友人）が、犯罪について警察に通報する頻度は、その犯罪の種類と密接に関連している。ほとんどの国では、ほぼすべての自動車盗及びバイク盗について、また不法侵入の75%について通報がなされている。車上盗の約3分の2で、また自転車盗と強盗の半数強で通報がなされている。すべての暴行・脅迫のうち警察に通報されたのは約3分の1に過ぎないが、直接の有形力行使による暴行の場合は、脅迫の場合より高い通報率となっている。聴取り担当者に対して被害ありとの回答があった性的事件では、通報された比率が最も低い（平均で15%）。しかし、性的事件の中で被害の程度が重大である性的暴行があったとして回答がなされた場合、その28%は通報されていた。他方、性的事件の中で不快な行動があったとの回答がなされた場合、警察に通報された比率は10%に過ぎない。

比較を容易にするため、通報水準の算定は、通報水準が国によって異なり、被害率が比較的高い五つの犯罪、すなわち、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、及び個人所有物の窃盗について行った<sup>16</sup>。図19及び表14は、これら5種類の犯罪全体での2003/2004年の通報率を示している。この図表の内容から、通報パターンは、国によって相当異なっていることが分かる。

30か国と12の主要都市で、平均すると5種類の犯罪の41%が警察に通報されていた。国レベルの標本が抽出された30か国では、五つの犯罪の約半数（53%）が警察に通報されていた。通報率が最も高かったのは、オーストリア（70%）、ベルギー（68%）、スウェーデン（64%）、スイス（63%）である。ハンガリーを除くと、通報率が比較的高いすべてのの

16 除外された犯罪は、自動車盗・バイク盗（これらはたいがい通報され、また比較的まれである）及び強盗（国あたりの件数が少ない。）である。さらに、性的事件と暴行・脅迫も省かれている。これらの場合の通報率は、それぞれ、性的事件に含まれる性的暴行と不快な性的行為の構成比、及び暴行・脅迫に含まれる暴行と脅迫の構成比によって、通報率が影響を受けると思われる。

国が、世界の最も豊かな地域に属している。

過去の国際犯罪被害実態調査と同様に、発展途上国の通報率は極めて低かった。ブラジル（サンパウロ、リオデジャネイロ）、カンボジア（プノンペン）、ペルー（リマ）、メキシコ、モザンビーク（マプト）は、通報率が20%を下回っている点で際立っている。香港の通報率も比較的低い（24%）。

通報率がやや低い（35～46%）国としては、南アフリカ（ヨハネスブルク）、トルコ（イスタンブール）、ブルガリア、アイスランド、エストニア、ポーランドが挙げられる。

図19は、国際犯罪被害実態調査に少なくとも4回参加した国の通報に関するデータを示している。これを見ると、ベルギー、スコットランド、イングランド及びウェールズ、オランダ、フランス、ニュージーランド、アメリカ、カナダでは、1988年又は1991年以降、通報率は低下している。しかし、この低下の要因は、概して、通報される犯罪の構成が変化したことにある。ポーランドとエストニアの通報率は上昇しているが、これはおそらく共産主義崩壊後の国家警察の改革により、警察が地域社会の間で信用を高めたことによるのであろう。自転車盗の場合を除き、個々の種類の犯罪に関して、通報率の高低に明白な傾向は見られない。自転車盗の通報率は、年を追って低下傾向にあり、近年ほぼすべての国で低下している。

#### ●不法侵入を警察に通報しない理由

2004/2005年の国際犯罪被害実態調査では、不法侵入事件を警察に通報しなかった最も重要な理由は、その事件が通報するほど重大でなかったということである。国レベルの非通報者の約3人に1人と、主要都市における非通報者の5人に1人が、この理由を挙げている。被害者の4分の1は、警察に通報するのを不適切と感じたか、又は彼ら自身やその家族が事件を解決したと回答している。警察には何もできないという見解も、かなり頻繁に見られる（例えば通報しなかった自動車盗の被害者の5人に1人）。国レベルでは、非通報者の20%が、警察は何もしないだろうということを理由に挙げている。この比率は主要都市ではさらに高い。欧州の主要都市（例えばローマやアムステルダム）では、この「何もしないだろう」という理由が、国レベルの場合よりいっそう頻繁に挙げられている。被害者のうち少数の者は、不法侵入を通報しない理由として、警察に対する恐怖又は嫌悪を挙げている。報復に対する不安も、挙げられている例は少ない。また、相当数の被害者が、上記以外の理由を、通報しなかった理由として挙げている。

#### ●警察に通報する理由

多くの被害者は、警察への通報と同時に、被害者支援を求めている。2種類の財産犯罪と強盗の場合は、3分の1を超える事件が通報されていたが、その理由は所有物を取り返すための支援を求めたからであった。不法侵入や車上盗が関係していた場合は、およそ3

表14 2003/2004年の国及び主要都市における5種類の犯罪\*\*\*の警察への通報率(%)並びにそれ以前の結果  
1989~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

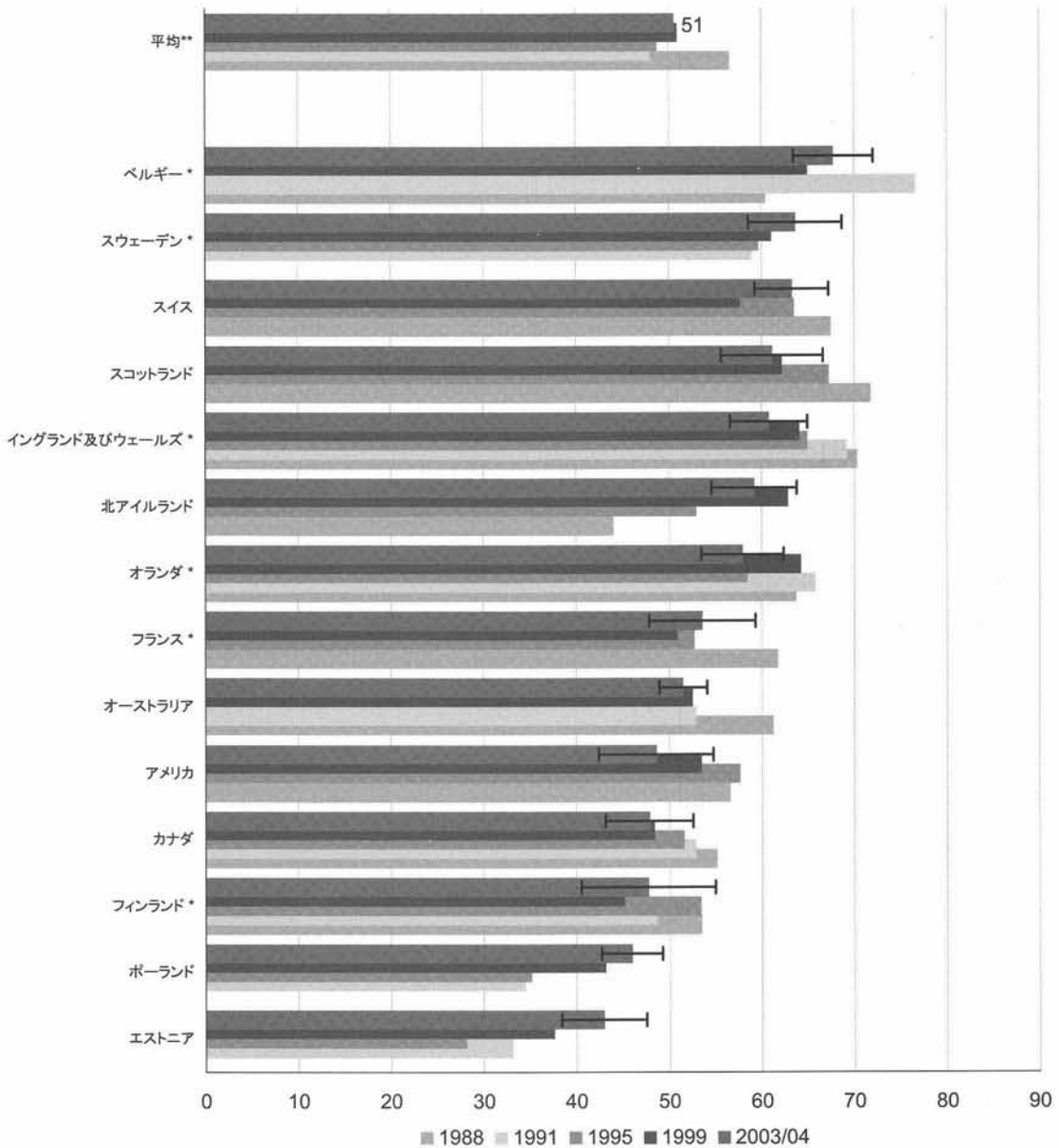
国	1988	1991	1995	1999	2003-2004
オーストリア			62		70*
ベルギー	60	77		65	68*
スウェーデン		59	60	61	64*
スイス	67		63	58	63
ドイツ	63				61*
イングランド及びウェールズ	70	69	65	64	61*
スコットランド	72		67	62	61
デンマーク				62	60*
北アイルランド	44		53	63	59
英国	71		67	62	59*
オランダ	64	66	58	64	58*
ハンガリー					58
ニュージーランド		67			57
フランス	62		53	51	54*
日本				44	54
ノルウェー	50				53
オーストラリア	61	53		53	52
ポルトガル				38	51*
アイルランド					51*
イタリア		42			50*
アメリカ	57		58	53	49
ギリシャ					49*
フィンランド	53	49	53	45	48*
カナダ	55	53	52	48	48
ルクセンブルク					48*
スペイン	36				47*
ポーランド		34	35	43	46
エストニア		33	28	38	43
アイスランド					40
イスタンブール(トルコ)					38
ブルガリア					35
香港(中国特別行政区)					24
メキシコ					16
平均**	59	55	55	54	47
発展途上国の都市					
ヨハネスブルク(南アフリカ)					35
ブエノスアイレス(アルゼンチン)					21
リオデジャネイロ(ブラジル)					18
マプト(モザンビーク)					17
リマ(ペルー)					16
プノンペン(カンボジア)					14
サンパウロ(ブラジル)					12
平均**					19

\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わるため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* 5種類の犯罪とは、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び個人所有物の窃盗である。

図19 少なくとも4回の調査に参加した国の2003/2004年及びそれ以前の調査結果における5種類の犯罪\*\*\*の警察への通報率(%)  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変っているため、比較は慎重に行うべきである。

\*\*\* 5種類の犯罪とは、車上盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び個人所有物の窃盗である。

人に1人が保険金の請求を理由に通報を行っていた。全体で約10人に4人の被害者は、警察に通報する義務を、通報の理由に挙げていた。それは、被害者は自分が経験したような犯罪は通報されるべきであると考えていたか、又はわが身に起きたことが重大だったからで

**表15 不法侵入を警察に通報しなかった理由(過去5年間で一番最近の被害における%\*)**  
**2004~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査**

回答理由	比率
それほど重大ではない	34
自分で解決した	18
捜査機関に向かない問題だった	15
代わりに別の機関に知らせた	3
家族が解決した	11
保険に入っていない	4
捜査機関は何もできない	21
捜査機関は何もしてくれない	20
捜査機関が怖い/嫌い	6
(復讐の恐れから) あえてしない	4
その他	17
分からない	5

\* 複数回答が認められたため、比率の合計は100%を超える。

ある。応報的動機 — 犯人が逮捕され刑罰を受けることへの期待 — にもほぼ同様の重点が置かれていたが、車上盗の場合、それはあまり明確ではなかった。各回の調査の参加国に限って比較した場合は、1996年と2000年の国際犯罪被害実態調査の結果はかなり似ていた。

## 7.2 警察の対応に対する被害者の満足度

警察に通報したことがあると回答した被害者に対しては、さらに、警察の対応に満足したか否かについて調査した<sup>17</sup>。国レベル及び主要都市における被害者の満足度の水準を見ると、犯罪の種類に違いによって、満足度に違いは見られない<sup>18</sup>。図20及び表16は、5種類の犯罪被害に関する通報を合わせて、それに対する満足度を示している。統計的な正確性の見地から分析対象とする事件数を増やすため、満足した者の比率は、過去5年間に犯罪被害を通報したことがある回答者の人数をもとに計算した。平均すると、通報した被害者の53%が、彼らの訴えに対する警察の対処の仕方に満足している。国レベルの標本では、通報した被害者の57%が満足している。通報した被害者の平均的な満足度は、発展途上国の都市部では低くなっている(38%)。

デンマーク(75%)、スイス(72%)、フィンランド(72%)、スコットランド(70%)、ルクセンブルク(70%)の回答者は、5種類の犯罪のいずれにおいても通報後の満足度が

17 この質問は、5種類の犯罪について行われた。すなわち、不法侵入、車上盗、強盗、性的事件、及び暴行・脅迫である。

18 発展途上国における財産犯罪の被害者は、身体に対する犯罪の被害者より満足度が低い傾向にあった。これは、被害者が保険を掛けなかった盗難品を取り戻すために、より効果的な支援を望んでいたためである(Van Dijk, 1999)。

最も高いが、他の幾つかの国の数値もそれに次いで高くなっている。警察の対応に対する満足度が最も低かったのは、リマ（18%）、マプト（27%）、ギリシャ（28%）、メキシコ（28%）である。満足度の水準が平均よりかなり低かったのは、日本（44%）、イタリア（43%）、ハンガリー（41%）、ブルガリア（40%）、ヨハネスブルク（36%）、イスタンブール（33%）、サンパウロ（32%）である。

1996年と2000年の国際犯罪被害実態調査にも参加している国の場合、通報先の警察の対応に対する満足度という点で、2005年の結果は概して同様なものとなっている。例えば、ポーランドとフランスの2005年の被害者の満足度は比較的低い順位に位置づけられるが、これは2000年や1996年の結果と同様である。フィンランドの警察の実績は、すべての年において順位が高い。

世界の多くの地域で、犯罪被害者への対応を改善するための法的及び行政的措置が講じられてきた。例えば、EU域内では法的拘束力を持った被害者対応の最低基準が2003年に発効し（刑事手続における被害者の地位に関する2001年3月15日付理事会枠組決定 Council Framework Decision of 15 March 2001 on the Standing of Victims in Criminal Proceedings, SEC (2004)）、また、日本も刑事手続における被害者の立場に配慮した立法措置を2000年に導入した。こうした取り組みの基礎となるのが、警察による被害者への対応の改善であり、その中には、犯罪被害者が配慮と敬意を持って扱われる権利や、捜査と起訴の決定に関する情報を犯罪被害者が継続的に知らされる権利が含まれる。こうした取り組みを念頭に置くとき、警察の対応に対する被害者の満足度の傾向の経年変化には、特別の重みがある。表16及び図20では、その点に関する調査結果を示した。

件数は少ないものの、非常に多くの国で、警察の対応に対する被害者の満足度の水準が1996年以降大幅に低下していることは印象的である。この傾向がもっとも著しいのは、イングランド及びウェールズ（-10ポイント）、アメリカ（-10ポイント）、オランダ（-9ポイント）、カナダ（-8ポイント）、スウェーデン（-7ポイント）である。被害者に対する警察の対応改善を促進するための国や地域レベルの新法が発効していることを念頭に置くと、このような措置が採られたにもかかわらず、満足度の低下傾向が見られることは、特に注目に値しよう。

ちなみに、より多くの標本を採用しているイングランド及びウェールズとオランダにおける国内犯罪被害実態調査においても、近年は、警察の対応に対する満足度は低下している（Allan, et al, 2006 ; Veiligheidsmonitor, 2006）。

こうした結果に対しては、いくつかの異なる解釈ができる。第1の解釈は、被害者は以前と同様の専門的な対応を受けているものの、他方、被害者の期待する支援の水準が上がって、以前と同様の警察の対応では満足できないレベルとなったとする説明である。例えば、警察官が、捜査情報の通知を望むか否かを被害者に尋ねたが、もし警察がそれを提供できなかった場合、被害者は、期待を裏切られたと感じて動揺するおそれがある（そもそも警

表16 国及び主要都市における5種類の犯罪\*\*\*での警察への通報に関する満足度(過去5年間での%)並びにそれ以前の調査結果  
1996~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
デンマーク	.	77	75	*
スイス	64	70	72	
フィンランド	77	74	72	*
スコットランド	75	73	70	
ルクセンブルク	.		70	*
オーストラリア	.	71	69	****
ニュージーランド	.		69	
オーストリア	53		68	*
ドイツ			67	*
スウェーデン	74	71	67	*
カナダ	73	71	65	
ベルギー		62	65	*
スペイン			65	*
イングランド及びウェールズ	72	66	62	*
オランダ	71	70	62	*
北アイルランド	60	69	61	
アイルランド			61	*
香港(中国特別行政区)			59	
ポルトガル		31	58	*
アメリカ	67	65	57	
アイスランド			55	
ノルウェー			55	
フランス	56	47	53	*
ポーランド	34	39	46	
日本		45	44	
イタリア			43	*
ハンガリー			41	*
ブルガリア			40	
イスタンブール(トルコ)			33	
エストニア			33	
メキシコ			28	
ギリシャ			28	*
平均**	65	63	57	
発展途上国の都市				
リオデジャネイロ(ブラジル)			59	
プノンペン(カンボジア)			49	
ブエノスアイレス(アルゼンチン)			44	
ヨハネスブルク(南アフリカ)			36	
サンパウロ(ブラジル)			32	
マプト(モザンビーク)			27	
リマ(ペルー)			18	
平均**			38	

\* 出典:van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G.(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

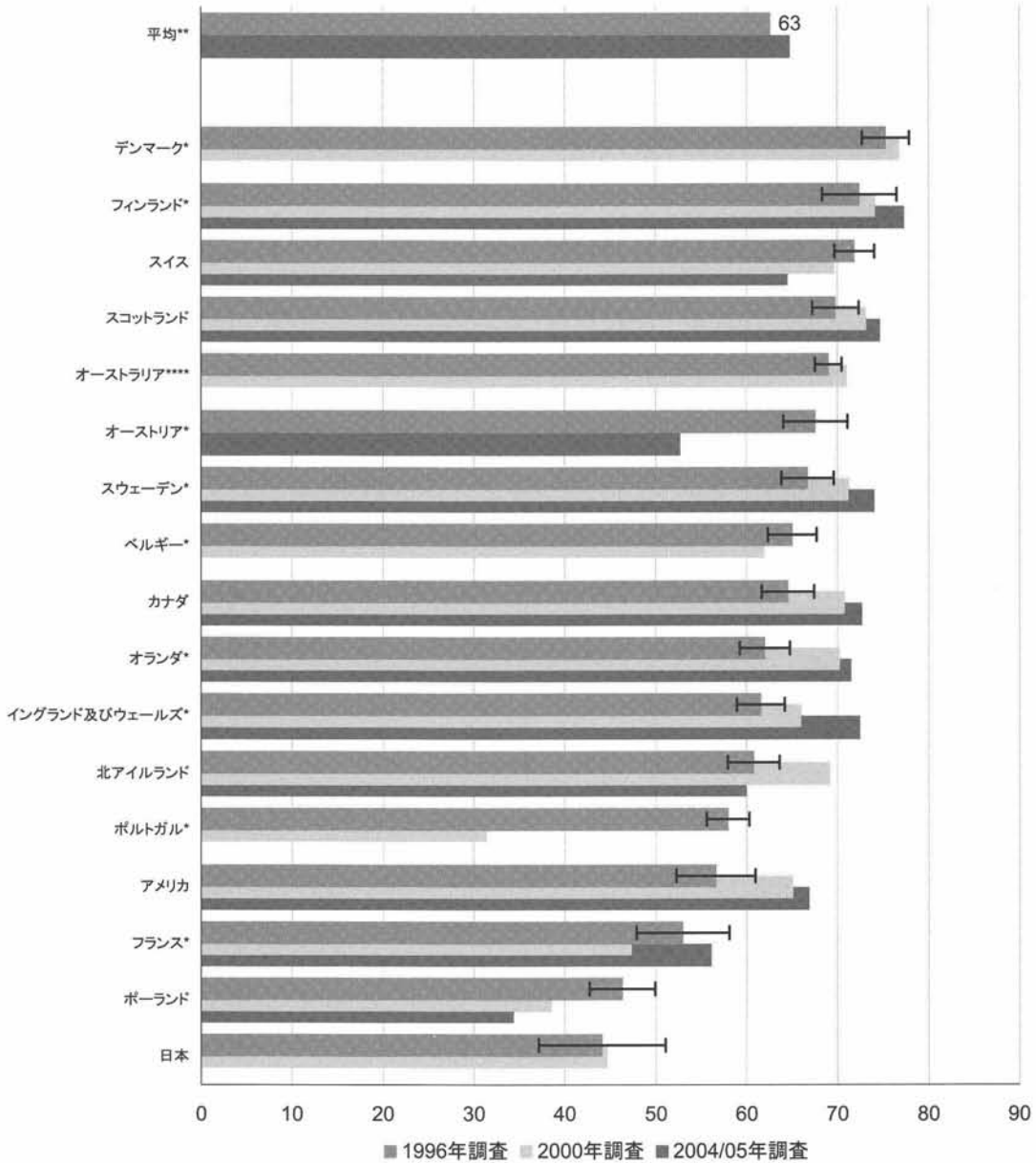
\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* 5種類の犯罪とは、不法侵入、車上盗、強盗、性的事件及び暴行・脅迫をいう。4種類の犯罪とは、5種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

\*\*\*\* オーストラリアの2004年の比率は4種類の犯罪に基づいている(2004年は性的事件については質問されなかった)。2000年の国レベルの調査における同じ4種類の犯罪と5種類の犯罪との比較に基づき、我々は結論に差は生じないと結論づけている。

図20 国及び主要都市における5種類の犯罪\*\*\*での警察への通報に関する満足度及びそれ以前の調査結果（過去5年間での%）

1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は、各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

\*\*\* 5種類の犯罪とは、車上盗、不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫である。

\*\*\*\* オーストラリアの2004年の比率は4種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件について質問されなかった。）。2000年の国レベルの調査における同じ4種類の犯罪と5種類の犯罪との比較に基づき、我々は結果に差は生じないと結論づけている。4種類の犯罪とは5種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。



察から情報提供の可能性を示されなければ、被害者は当初から期待することもなかったもので、そこに警察の対応への満足レベルを左右する要素は存在しない。)。第2の解釈は、警察が、効率を優先するため、犯罪の通報を官僚的な体制で、例えば電話又はインターネットでの通報を要請するようになり、警察と被害者が直接接する機会が減ったことが満足感低下に影響を与えたとの考え方である<sup>19</sup>。第3の解釈は、警察の外部に被害者支援のための特別の組織が設置され、警察と緊密に協力している国では、警察は被害者をそのような組織に委託しさえすれば被害者のニーズは充たされたと見なして、実際の満足度に注意が十分行き届かないのではないかとする指摘である。

上記の三つの要素のうち、どれが被害者の満足度を低下させた中心的因子であるかを、ここで決定することはできない。三つの要素は、多かれ少なかれ影響していると推測される。とはいえ、欧州全体で見た場合に、警察の外部で専門的な被害者支援を幅広く利用できない国 — 例えば、デンマーク、フランス、フィンランド、ルクセンブルク — では、警察の対応に対する被害者の満足度がより安定している。他方、警察が被害者を適切に機能している専門的な被害者支援施設に委託する可能性のある国 — 例えば、アメリカ、カナダ、英国、スウェーデン、オランダ — では、被害者の満足度の水準は最も大幅に低下している点は示唆に富む。さらに、犯罪被害者への警察の対応が低下した別の要因として、テロの予防や法執行の厳格化など、新たな治安上の優先事項が採用されたことも挙げられるかもしれない<sup>20</sup>。

### ●警察に満足できない理由

警察の対処の仕方に満足できないとした回答者には、さらに、満足できない理由を聞いている（多重回答）。この点を、5種類の犯罪（車上盗、不法侵入、強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）について、30か国全体の結果を示したのが表17である。第1の理由は、警察が「十分な対処をしてくれなかった」というものである。この回答は5種類の犯罪のすべてで最も多く、回答者の3人に2人が訴えた不満である。第2の理由は、「警察が関心をもって聞いてくれなかった」というものであり、約半数の回答者がこの点を挙げている。続く不満の理由は、犯人が逮捕されなかったことである。ただし、暴行・脅迫に関しては、警察の対応が失礼であったことを挙げた回答者が比較的多かった。推測される理由は、一部の暴行事件では、被害者にも一定の責任があると警察が考えていることが挙げられるかもしれない。車上盗と不法侵入の場合は、およそ2人に1人が、警察が被害者の受けた損害

19 イングランド及びウェールズでは、警察と顔を合わせる機会がなかった被害者の満足度がやや低くなっており、このことは一定の根拠となる。

20 警察の提供するサービスが低下したことを示す一定の証拠がある。たとえば、オランダの犯罪被害調査の結果は、通報した被害者に対する防犯上のアドバイスの提供が、1990年代以降大幅に減少したことを示している。

を回復してくれなかった点に不満を抱いている。5番目に多かった不満の理由は、警察が十分な経過通知をしてくれなかったというものである（42%）。被害者の5人に1人は、不満の理由として警察の対応の失礼な態度ないし被害者への配慮に欠けることを挙げている。性的事件について通報した女性の3人に1人も同じ理由を挙げている。

**表17 警察の対応に対する不満の理由（過去5年間で一番最近の被害における%\*）**  
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査

回答理由	車上盗	不法侵入	強盗	性的暴行	暴行・脅迫	5種類の犯罪
十分な対処してくれなかった	63	68	68	63	71	66
関心を持って聞いてくれなかった	52	56	56	60	56	54
犯人を見つけてくれなかった	55	58	56	58	42	54
自分の受けた損害を回復してくれなかった	52	49	36			48
十分な経過通知をしてくれなかった	44	44	40	49	37	42
失礼だった	20	25	29	34	25	22
到着するのが遅かった	22	30	25	23	29	25
その他/分からない	19	36	26	44	29	14

\* 複数回答が認められたため、比率の合計は100%を超える。

タイプの異なるそれぞれの不満の中で、それぞれの不満について被害者が感じている重要度の変化の可能性を確認するため、各回の調査の回答項目における相対的比率（不満として重視する程度）の比較が行われた。特に重要と思われたのは、警察が十分な経過通知をしてくれなかったという項目に該当する理由の比率である。この情報の不足に関する不満は、1996年と2000年には回答されたすべての理由の7%を占めていたが、2005年には12%となっている。こうした情報の不足に関する被害者の不満の上昇傾向は、EUのほとんどの国で見られる。

## 8 被害者の支援

### 8.1 支援を受けた被害者

被害者に最も深刻な影響を与える4種類の犯罪（不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫）による被害者全体の中で、2003/2004年に専門的支援を受けた人は9%である。支援を受けた比率が最も高かったのは、性的事件の被害者であった（30%）。強盗又は暴行・脅迫について通報した被害者のうち、実際に支援を受けたのは10人に1人を下回っている（強盗8%、暴行・脅迫8%）。不法侵入の被害者では、支援を受けた者はさらに少なかった（4%）。

ほとんどの国では、被害者支援は、主に身体に対する犯罪（強盗及び性暴力を含む暴力犯罪）の被害者に提供されており、不法侵入の被害者に対する支援はまれである。わずか

に英国、オランダ、ベルギーでのみ、10%以上の不法侵入の被害者が支援を受けている。4種類の犯罪全体に関する各国の結果を示したのが表18である。

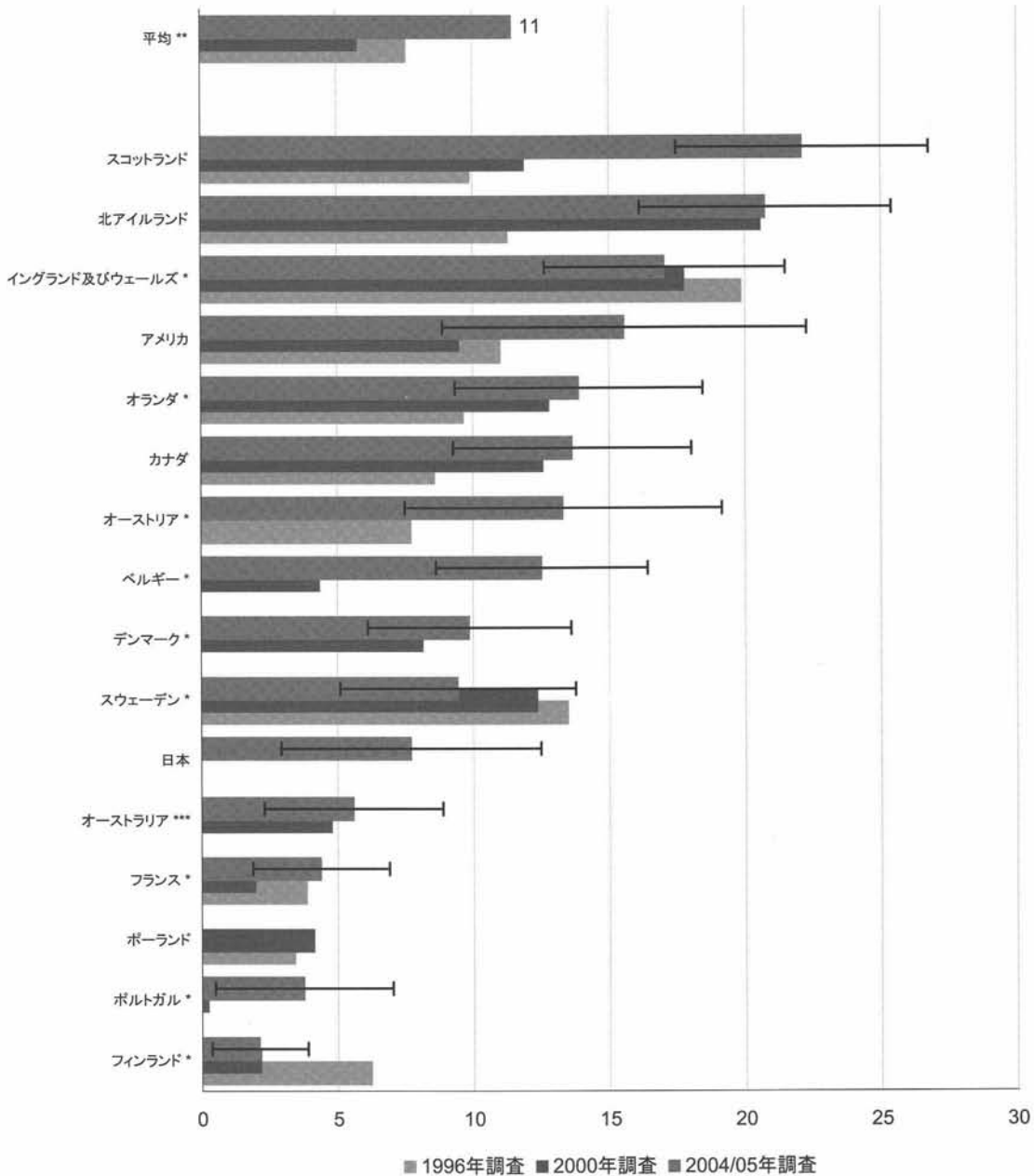
犯罪被害者に対する専門的支援機関のカバー率が最も高い国は、ニュージーランド(24%)、スコットランド(22%)、北アイルランド(21%)、イングランド及びウェールズ(17%)、アメリカ(16%)である。カバー率が比較的高い国は、南アフリカ/ヨハネスブルク(15%)、オランダ(14%)、カナダ(14%)、香港(13%)、オーストリア(13%)、ベルギー(13%)、デンマーク(10%)、ノルウェー(10%)、スウェーデン(9%)である。欧州内で被害者支援が最も進んでいるのは北西部に位置する国々である。利用できる被害者支援が最も少ないと思われるのは、ハンガリー(0.4%)、リマ(1%)、ブルガリア(1%)、フィンランド(2%)、ドイツ(2%)、ギリシャ(2%)、マプト(2%)、トルコ/イスタンブール(2%)、イタリア(3%)、スペイン(3%)である。ポーランドに関しては利用できる情報がないものの、2000年のカバー率は0に近かった(このことが質問を省く理由となった)。

ニュージーランドが被害者支援体制の充実度において第1位を占めていることは、被害者支援機関への来訪者数に関する同国の国家被害者支援局の統計によって確認されている。人口400万人のこの国では、国家被害者支援局によれば、毎年約10万人の被害者が支援を受けている(被害者支援機関から、犯罪被害者に個別に接触が図られている)。欧州の被害者支援機関への来訪者数は、欧州被害者サービスフォーラム(European Forum of Victim Service)の報告書(EFVS, 2007)で公表されている。人口10万人当たりの被害者支援機関への来訪者数の上位を見ると、ニュージーランド以外に、スコットランド、イングランド及びウェールズ、オランダ、スウェーデンが挙げられる。17か国に関しては、国際犯罪被害実態調査に基づく被害者支援のカバー率に関する数値を、被害者支援機関の2004年の運営に基づく来訪者数と比較することができる。両者の一連の数値の間の相関関係は強く( $r = .79$ ;  $n = 17$ ;  $p < 0.05$ )、犯罪被害者に関する国際犯罪被害実態調査ベースの情報に対する外部的な検証がなされたことになる。

警察に通報した後の被害者に対して、被害者支援機関から接触があった比率は、多くの国では1996/2000年以降上昇していると思われるが、若干の差異があることは統計的に確実である。図21及び表18は、この点に関する経年変化データを示している。

1996年以降の上昇は、オーストリア(8%から13%へ)、カナダ(9%から14%へ)、ベルギー(4%から13%へ)、日本(0%から8%へ)、アメリカ(11%から16%へ)、北アイルランド(11%から21%へ)、スコットランド(10%から22%へ)で認められる。イングランド及びウェールズ、オランダ、スウェーデンなど、長い歴史のある全国規模の被害者支援組織を有する国では、被害者支援カバー率は一定又は低下している。それ以外のすべての国では、被害者支援カバー率は、比較的低い水準で一定又はさらに低下している。

図21 最近の3回の調査のうち少なくとも2回に参加した国における4種類の犯罪（不法侵入，強盗，性的事件及び暴行・脅迫）の被害者に対する専門機関の被害者支援の傾向（5年間での%）  
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*



\* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

\*\*\* オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件について質問されなかった）。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には比率が最大で1%低下すると結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

**表18 国及び主要都市における4種類の犯罪（不法侵入、強盗、性的事件及び暴行・脅迫）の被害者に対する専門機関の支援（過去5年間での%）  
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\***

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査
ニュージーランド			24
スコットランド	10	12	22
北アイルランド	11	21	21
イングランド及びウェールズ	20	18	17 *
アメリカ	11	9	16
英国	11	13	16 *
カナダ	9	13	14
オランダ	10	13	14 *
香港（中国特別行政区）			13
オーストリア	8		13 *
ベルギー		4	13 *
ノルウェー			10
デンマーク		8	10 *
スウェーデン	13	12	9 *
日本		0	8
アイスランド			6
アイルランド			6 *
メキシコ			5
ルクセンブルク			5 *
オーストラリア		5	6 ***
フランス	4	2	4 *
ポーランド	3	4	
ポルトガル		0	4 *
スペイン			3 *
イタリア			3 *
イスタンブール（トルコ）			2
ギリシャ			2 *
ドイツ			2 *
フィンランド	6	2	2 *
ブルガリア			1
ハンガリー			0 *
平均**	10	9	9
発展途上国の都市			
ヨハネスブルク（南アフリカ）			15
プノンペン（カンボジア）			3
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			2
マプト（モザンビーク）			2
リマ（ペルー）			1
平均**			5

\* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件については質問されなかった。）。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には比率が最大で1%低下すると結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

## 8.2 被害者支援を望む被害者

支援を受けなかったと回答した被害者には、もし支援を受けていたらそれが役に立っていたか否かを更に調査している。平均すると、4種類の犯罪のいずれかについて通報した被害者の43%は、もし支援があれば、実際に役に立っていたであろうと感じている。また、性的事件の被害者の3人に2人（68%）が、そのような支援の必要性を表明している。他の3種類の犯罪の被害者も、約10人に4人がこうした支援の価値を認めている。前述のように、不法侵入の被害者は、ほとんどの国で支援を受けられる見込みが少ない。しかし、不法侵入の被害者のうち支援を希望していた人の比率は、強盗や暴行・脅迫の被害者に比べてそれほど低いわけではない（不法侵入40%、強盗44%、暴行・脅迫42%）。この結果は、不法侵入の被害者は、身体に対する犯罪の被害者に比べると専門的支援に対する必要度が低いという仮定をくつがえすものである。表19では、4種類の犯罪全体についての各国の結果を示した。

支援を受けることができなかつた発展途上国の都市の犯罪被害者は、平均すると62%の者が、もし支援を受けていたら役に立っていたであろうと思っている（リマの被害者は例外的で、26%しか肯定の回答を示していない。）。国レベルの調査結果の中では、被害者支援のニーズが最も高いのは、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、トルコ、ポーランド（2000年の場合。2004年に関しては利用できるデータがない。）である。これらのいずれの国においても、被害者支援の利用は簡単ではない。英国では、既に提供されている被害者支援水準は比較的高いにもかかわらず、他方で、充たされていない被害者支援に関するニーズも比較的大きい。ブルガリア、日本、アイスランド、オーストリアの被害者にとっては、被害者支援に対するニーズは比較的限定的であるように見える。

これらの調査結果は、重大犯罪の被害者に対する支援の必要性が、普遍的ではないにせよ、広範に広がっていることを示している。もし支援を受けていたら役に立っていたであろうと思う被害者は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧では50%以上に上る（Van Dijk, 2007）。先進国では、こうした充たされていない支援のニーズを表明した被害者は30~40%にとどまっている。地域別に見た支援に対するニーズの分布と実際に支援を受けた人の分布とは、その比率が逆転している。すなわち、発展途上国では、はるかに多くの被害者がこうした支援を望んでいたであろうが、実際に支援を受けられた人は限られている。これは一つには、発展途上国ではこうした被害者支援がまれにしか提供されていないためである。犯罪被害者に対する特別な支援のニーズが見られることは、他方で貧困国における医療や社会サービスの全般的供給不足も反映していると思われる。それゆえ、先進国の中では、支援を受けなかったというニーズを示した被害者の比率は、手厚い社会的な保障制度を有する国では比較的小さい。これらの国では、犯罪に起因する医療や社会サービスへのニーズについて、犯罪被害者であるか否かにかかわらず既に提供されているからで

表19 国及び主要都市における4種類の犯罪（不法侵入，強盗，性的事件及び暴行・脅迫）の被害者のうち専門機関から支援を受けていたら役立っていただろうと思う人の比率（過去5年間での％）  
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査	
ポルトガル		50	70	*
スペイン			68	*
ギリシャ			64	*
イスタンブール（トルコ）			64	
メキシコ			54	
北アイルランド	43	43	45	
イングランド及びウェールズ	41	32	45	*
ルクセンブルク			43	*
ハンガリー			43	*
アイルランド			42	*
スコットランド	35	36	42	
香港（中国特別行政区）			42	
スウェーデン	43	29	39	*
フランス	27	21	38	*
アメリカ	39	36	38	
ノルウェー			37	
ベルギー		27	36	*
イタリア			36	*
ニュージーランド			36	
フィンランド	36	35	32	*
デンマーク		31	30	*
オーストラリア		27	26	***
オランダ	22	18	30	*
カナダ	32	31	27	
ドイツ			27	*
オーストリア	38		26	*
アイスランド			23	
日本		41	20	
ブルガリア			13	
平均**	36	33	39	
発展途上国の都市				
サンパウロ（ブラジル）			93	
リオデジャネイロ（ブラジル）			83	
プノンペン（カンボジア）			71	
マプト（モザンビーク）			54	
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			46	
リマ（ペルー）			26	
平均**			62	

\* 出典：van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている（2004年は性的事件については質問されなかった）。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には比率が最大で1%上昇すると結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

ある。例えば、アイスランド(23%)、オーストリア(26%)、ドイツ(27%)、カナダ(27%)、オランダ(30%)、デンマーク(30%)などがそうである。支援を受けたかっというニーズを示した被害者の比率が比較的高いのは、アメリカ(38%)、イングランド及びウェールズ(45%)、及び若干の南欧諸国(スペイン(68%)、ポルトガル(70%))である。

### 8.3 被害者支援の充足率

全体として見ると、警察に通報した重大犯罪被害者の8%が2003/2004年に専門的支援を受けている一方、支援を受けなかった被害者の43%が支援のニーズを表明している。本人の表明したニーズが満たされた被害者の比率は、支援を受けた被害者の数を、支援を受けた被害者と支援を必要としていた被害者の数の和で割ることで算定できる。この計算の結果、過去数年間に参加国の被害者支援機関がサービスを提供したのは、支援の必要性を表明した被害者のおよそ21%に対してであった。同じ計算式を用いると、被害者支援機関が対応したのは、特別な支援を必要とした性的事件の被害者の38%、同様な強盗の被害者の20%、暴行・脅迫の被害者の19%、不法侵入の被害者の10%となる。四つのグループのいずれにおいても、専門的支援の供給は需要を充たしていない。被害者支援の需要と供給の落差は、不法侵入の被害者グループでは特に大きい。

本人の表明したニーズが実際に支援機関によって満たされた被害者の比率は、国によって異なっており、表20で、その点に関する一つの概観を示した。支援の必要性を表明した重大犯罪被害者で、実際に被害者支援機関から接触を受けた者の比率は、平均すると国レベルで21%、発展途上国の都市で4%である。被害者支援機関によって最も高い充足率が達成されている国は、ニュージーランド(47%)と英国(スコットランドで40%、北アイルランドで37%、イングランド及びウェールズで31%)である。被害者支援の比較的高い充足率は、オーストリア(38%)、カナダ(37%)、オランダ(35%)、日本(34%)、アメリカ(33%)、ベルギー(28%)、デンマーク(27%)でも見られる。10%~25%の範囲の充足率が達成されているのは、香港、ノルウェー、アイスランド、スウェーデン、オーストラリア、アイルランド、フランス、ルクセンブルク、ブルガリアである。その他の国々では、もし被害者支援があれば役に立ったはずだと認識していた回答者のうち、実際にそれを受けた人の比率は10%未満である。被害者支援がそれを必要とする被害者のごく一部にしか提供されていない国のグループには、いくつかの豊かな西洋諸国(ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、イタリア、ドイツ)も含まれている。



表20 被害者支援の利用率—国及び主要都市における被害者支援の必要性を示した被害者の中でそれを受けた人の比率(過去5年間での%)  
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査
ニュージーランド			47
スコットランド	24	28	40
オーストリア	18		38 *
北アイルランド	23	38	37
カナダ	23	32	37
オランダ	33	44	35 *
日本		0	34
アメリカ	24	23	33
イングランド及びウェールズ	38	40	31 *
英国	25	29	30 *
ベルギー		15	28 *
デンマーク		22	27 *
香港(中国特別行政区)			25
ノルウェー			23
アイスランド			22
スウェーデン	27	33	21 *
オーストラリア		16	18 ***
アイルランド			13 *
フランス	13	9	11 *
ルクセンブルク			11 *
ブルガリア			10
ポーランド	6	8	
メキシコ			8
ドイツ			8 *
イタリア			7 *
フィンランド	16	6	6 *
ポルトガル		0	5 *
スペイン			4 *
ギリシャ			4 *
イスタンブール(トルコ)			3
ハンガリー			1 *
平均**	23	21	21
発展途上国の都市			
リマ(ペルー)			5
プノンベン(カンボジア)			4
マプト(モザンビーク)			4
プエノスアイレス(アルゼンチン)			3
平均**			4

\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* オーストラリアの2004年の被害者支援率は、3種類の犯罪に基づいている(2004年は性的事件については質問されなかった)。2000年の調査における同じ3種類の犯罪と4種類の犯罪との比較に基づき、我々は、性的事件を含めた場合には利用率がわずかに低下するだろうと結論づけている。3種類の犯罪とは、4種類の犯罪から性的事件を除いた犯罪をいう。

## 9 犯罪不安

### 9.1 不法侵入の可能性

国際犯罪被害実態調査では、1年以内に自宅に不法侵入される可能性がどの程度あると考えているかを質問することにより、犯罪不安の一つの指標として、不法侵入に対する不安について調査してきた。主要都市の住民は、国全体のレベルに比べ、自宅に不法侵入される危険性がいっそう高いと感じている。そのため、調査結果は、国と都市に分けて示した。表21及び図22は、国及び主要都市の住民のうち不法侵入の可能性を「非常にあり得る」又は「あり得る」と評価した人の比率を示している。

平均すると回答者の29%が、12か月以内の不法侵入の可能性を高い又は非常に高いと考えている。この比率は、先進国の主要都市の住民では35%、発展途上国の都市では53%となっている。ギリシャ、日本、イタリア、フランス、メキシコでは、国全体レベルで見ると、不法侵入に対する不安が最も高い。不安が最も少なかったのは、北欧諸国（21%未満）、アメリカ、オランダである。都市レベルでは、不安が最も広がっているのは、イスタンブール、アテネ、サンパウロ、リマ、ヘルシンキ、リオデジャネイロ、マプトである。

図22は、国際犯罪被害実態調査に過去3回以上参加した国における、不法侵入の可能性に関する回答者の不安の傾向を示している。不法侵入に対する不安は、時代の経過とともに変化しており、基本的に1989年～1992年には増大し、その後減少している。不法侵入に対する不安は、西洋諸国では、2000年以降、ほぼ普遍的に低下している。国際犯罪被害実態調査における国レベルの不法侵入の被害率の水準についての傾向を、不法侵入に対する不安の水準と関連づけて見ると、一般的には、不法侵入の可能性についての認識（不法侵入の不安）が、概ね国際犯罪被害実態調査における不法侵入の被害率の水準と合致していることを示している。不安が大幅に低下した国では、実際の不法侵入の水準も他の地域以上に低下している。

### 9.2 国レベルの不法侵入の危険性と被害経験との関係

国際犯罪被害実態調査の以前の調査結果からは、国レベルで見た不法侵入の可能性に関する認識が、同調査の国レベルの不法侵入の危険性と密接に関連していることが判明していた。換言すれば、国レベルの母集団において、1年以内に自宅に不法侵入される可能性があると感じている者の比率が最も高い国は、実際の被害の危険性が最も高い国と一致する。2000年の調査では、不法侵入の被害を「非常にあり得る」と考えている人々の比率と、国レベルでの不法侵入の被害の比率との関連性が見出されており、2004/2005年のデータでも、この関係が確認された。30か国と12都市を含むデータの中で、認識上の不法侵入の

表21 2004/2005年の国及び主要都市における1年以内に自宅への不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

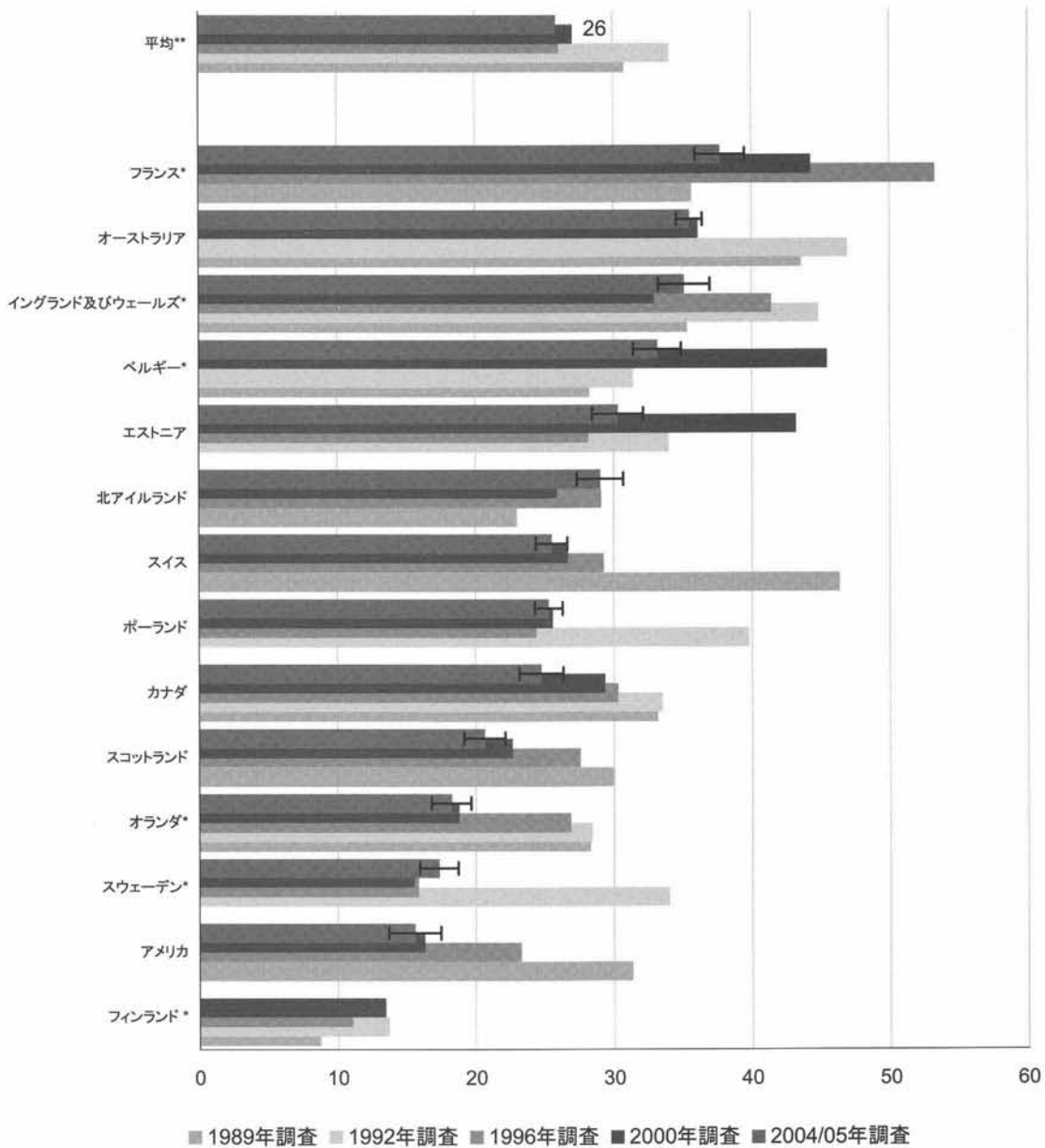
国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
ギリシャ					49 *	イスタンブール (トルコ)	75
日本				34	48	アテネ (ギリシャ)	73 *
イタリア		38			43 *	ヘルシンキ (フィンランド)	59 *
フランス	36		53	44	38 *	ローマ (イタリア)	46 *
メキシコ					37	リスボン (ポルトガル)	40 *
ニュージーランド		53			36	ロンドン (イングランド)	40 *
オーストラリア	44	47		36	36	タリン (エストニア)	40
イングランド及びウェールズ	35	45	41	33	35 *	ダブリン (アイルランド)	39 *
ポルトガル				58	35 *	ブリュッセル (ベルギー)	38 *
ルクセンブルク					34 *	ウィーン (オーストリア)	36 *
ベルギー	28	31		45	33 *	パリ (フランス)	34 *
アイルランド					33 *	ベルファスト (北アイルランド)	33
ブルガリア					31	マドリード (スペイン)	33 *
エストニア		34	28	43	30	シドニー (オーストラリア)	33
北アイルランド	23		29	26	29	ワルシャワ (ポーランド)	27
スペイン	41				26 *	香港 (中国特別行政区)	26
スイス	46		29	27	26	ベルリン (ドイツ)	25 *
ポーランド		40	24	26	25	ストックホルム (スウェーデン)	25 *
カナダ	33	33	30	29	25	チューリッヒ (スイス)	25
ドイツ	54				23 *	オスロ (ノルウェー)	24
ハンガリー					23	アムステルダム (オランダ)	22 *
オーストリア			13		21 *	ブダペスト (ハンガリー)	21 *
ノルウェー	21				21	エジンバラ (スコットランド)	19
スコットランド	30		28	23	21	ニューヨーク (アメリカ)	16
オランダ	28	28	27	19	18 *	コペンハーゲン (デンマーク)	14 *
スウェーデン		34	16	16	17 *	平均	35
アメリカ	31		23	16	16	発展途上国の都市	
デンマーク				20	14 *	サンパウロ (ブラジル)	72
フィンランド	9	14	11	13	na *	リマ (ペルー)	70
						リオデジャネイロ (ブラジル)	58
						マプト (モザンビーク)	56
						ブエノスアイレス(アルゼンチン)	48
						ヨハネスブルク (南アフリカ)	46
						プノンペン (カンボジア)	20
平均**	35	41	29	31	29	平均	53

\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

危険性と実際の危険性とは、中等度の強さで相関していた ( $r=0.54$ ;  $n=36$ ;  $p<0.05$ )。ブラジルの2都市は、不法侵入に対する不安が、実際の被害よりもかなり高い点で際立っている。マプトでは、不安の水準が高いが、実際の被害水準も比較的高い。逆に、プノンベンの人々は、実際に、高い不法侵入危険性に曝されているが、人々は、そのことをさほど不安には思っていないようである。これに対しては、日本では、不法侵入の危険性は高くないものの、不法侵入に対する市民の不安は、実際の危険性から予想される以上に高い国となっている。

図22 少なくとも3回の調査に参加した国における2004/2005年の1年以内に自宅への不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*



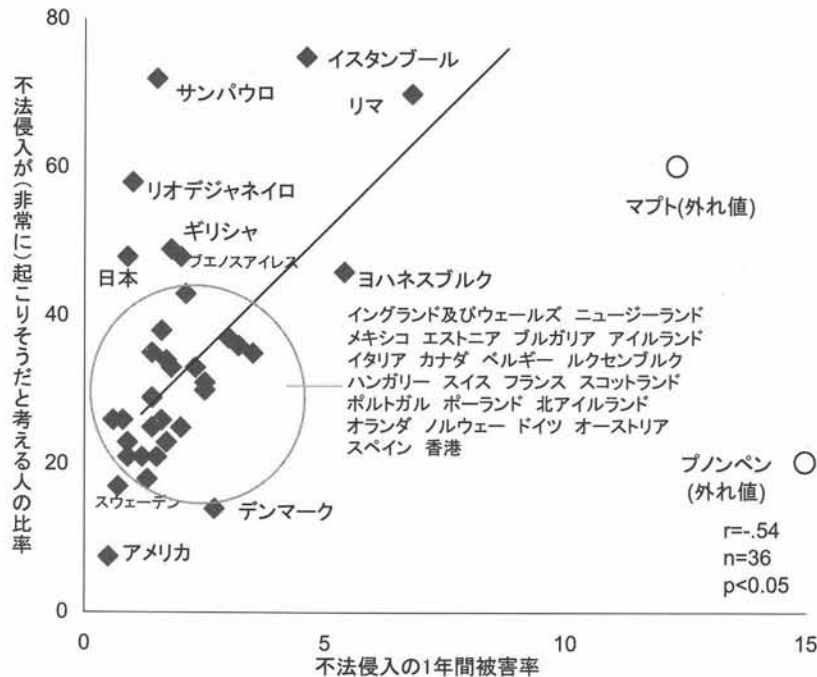
\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G.(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

### 9.3 路上の安全性に対する感覚

人々の犯罪不安に対する感じ方について、暗くなってからの路上での安全性について調査してきたのは、不法侵入の被害の危険性認識に関する質問から浮かび上がるのとは異なる

図23 国及び都市における、2003/2004年の不法侵入の1年間被害率と1年以内の不法侵入があり得る又は非常にあり得ると考える人々の比率との関係図  
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



る「犯罪不安」の別の側面を明らかにするためである。概して、この「路上の安全性」の質問で最も不安を感じている人々は、女性と年配者である。それは、女性や年配者など、一定のカテゴリの人々にとっては、暗くなってからの外出という状況設定自体が、より広範囲の災難（例えば犯罪だけでなく偶発的な事件に巻き込まれることも含む。）に遭う危険性を想起させるためかもしれない。また、男性は、女性よりも不安や心配について、公にしたがらない傾向があるのかもしれない。

平均すると、国レベルの約4分の1が、「暗くなってからの路上の安全性」に関して、とても不安又はやや不安と感じている。主要都市の住民（37%）、特に発展途上国の主要都市の住民（61%）の間では、この比率がいっそう高く、詳細は表22に示したとおりである。路上犯罪に対する不安が最も少なかったのは、北欧諸国、カナダ、オランダ、アメリカ、オーストリアである。国レベルで不安感が最も広く見られたのは、ブルガリア、ギリシャ、ルクセンブルク、日本、イタリアである。

なお、この調査項目に関する1992年以降の経年変化については、図24のとおりである。

経年変化は、国によってばらつきがある。ほとんどの国では水準は横ばいであるが、エストニア、オーストラリアは低下傾向を示している。イングランド及びウェールズでは、犯罪不安は1990年代を通じて減少したように見えたが、現在では1996年の水準に戻っている。ベルギーと北アイルランドでは、2000年～2004年の間、不安が増加している。その他の各国の順位は、この期間を通じて比較的一定している。エストニア、ポーランド、イン

表22 2004/2005年の国及び主要都市における暗くなってからの路上で不安又はとても不安に感じる人の比率，並びにそれ以前の調査結果  
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
ブルガリア				53	アテネ(ギリシャ)	55*
ギリシャ				42	イスタンブール(トルコ)	51
ルクセンブルク				36*	タリン(エストニア)	49
日本			22	35*	リスボン(ポルトガル)	49*
イタリア	35			35	リマ(ペルー)	48
メキシコ				34	マドリード(スペイン)	47*
ポルトガル			27	34*	ローマ(イタリア)	44*
エストニア	47	41	41	34*	ロンドン(イングランド)	42*
ポーランド	43	34	34	33	ワルシャワ(ポーランド)	41
スペイン				33*	ブダペスト(ハンガリー)	39*
イングランド及びウェールズ	33	32	26	32*	ベルファスト(北アイルランド)	34
ドイツ				30*	ブリュッセル(ベルギー)	33*
ニュージーランド	38			30	ベルリン(ドイツ)	31*
スコットランド		26	19	30	ダブリン(アイルランド)	29*
アイルランド				27*	シドニー(オーストラリア)	27
オーストラリア	31		34	27	ヘルシンキ(フィンランド)	25*
ハンガリー				26*	エジンバラ(スコットランド)	24
北アイルランド		22	22	26	パリ(フランス)	22*
ベルギー	20		21	26*	ニューヨーク(アメリカ)	22
スイス		17	22		アムステルダム(オランダ)	22*
フランス		20	22	21*	ウィーン(オーストリア)	21*
オーストリア		20		19*	ストックホルム(スウェーデン)	21*
アメリカ		25	14	19	コペンハーゲン(デンマーク)	21*
スウェーデン	14	11	15	19*	オスロ(ノルウェー)	18
オランダ	22	20	18	18*	レイキャビク(アイスランド)	9
デンマーク			17	17*	香港(中国特別行政区)	5
カナダ	20	26	16	17	平均	32
ノルウェー				14	発展途上国の都市	
フィンランド	17	17	18	14*	サンパウロ(ブラジル)	72
アイスランド				6	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	66
					マプト(モザンビーク)	65
					ヨハネスブルク(南アフリカ)	57
					リオデジャネイロ(ブラジル)	57
					プノンペン(カンボジア)	48
平均**	29	24	22	27	平均	61

\* 出典：European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS) . Brussels, Gallup Europe.

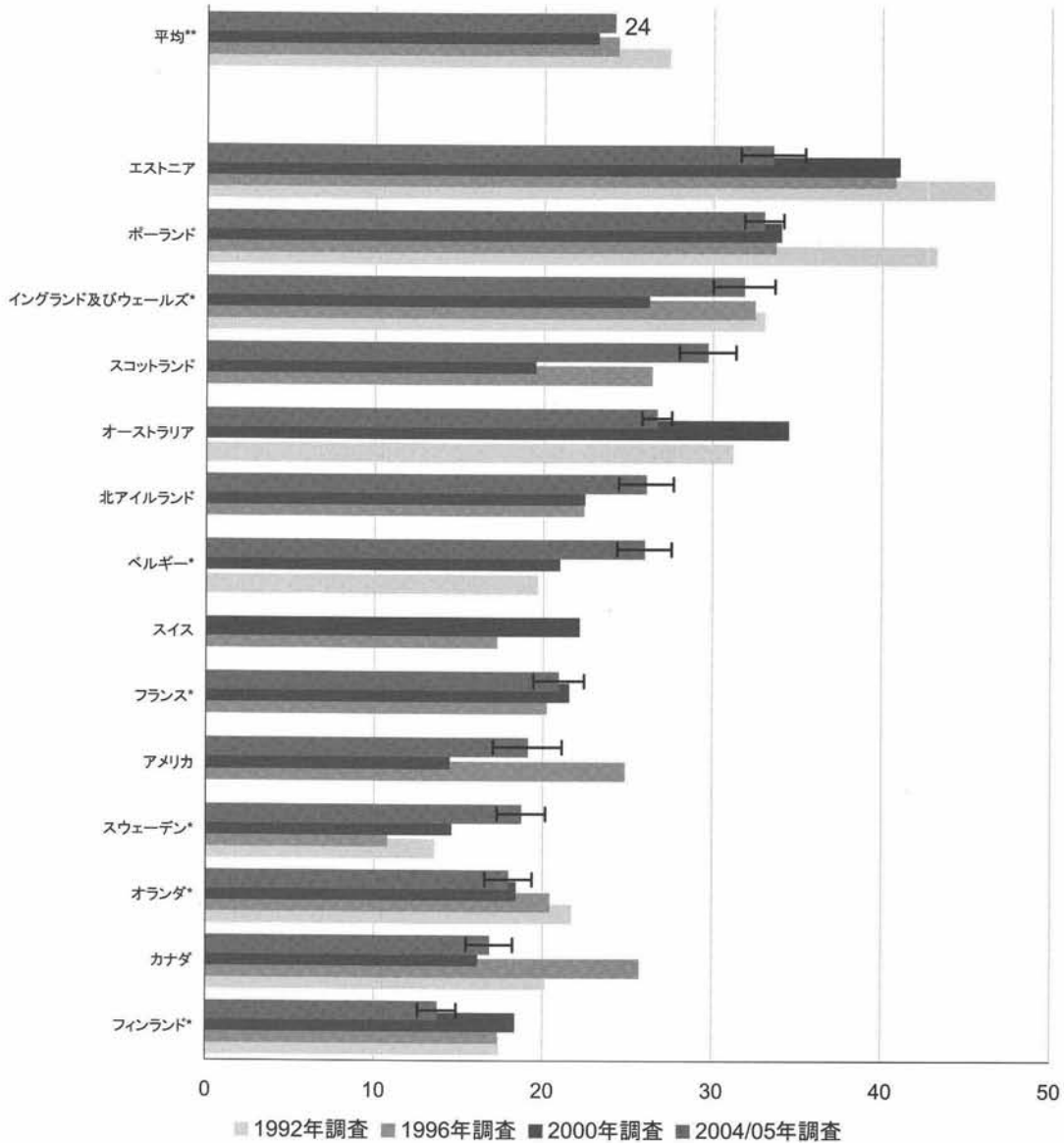
\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

グランド及びウェールズでは、不安が最高水準に達している反面、フィンランド、カナダ、オランダでは、それが最低水準となっている。

#### 9.4 国レベルの危険性と被害経験との関係

過去の国際犯罪被害実態調査でもそうであったように、この路上の安全性に関する調査結果は、身体に対する犯罪(強盗、性的事件、暴行・脅迫)の水準との間に一貫性のある

図24 少なくとも3回の調査に参加した国における2004/2005年の暗くなってからの路上でとても不安を感じる人の比率  
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

関係を示していない ( $r = -.07$ ;  $n = 28$ ; n.s.)。例えば、ポルトガルでは、実際の国レベルにおける身体に対する犯罪危険性は低いのに、路上犯罪に対する不安は、それよりも遙かに高く、それは同様の傾向を有するスウェーデンのような国より相当高い。こうした犯罪不安と実際の犯罪被害の危険性との間に相関関係が見られない一つの理由は、路上犯罪に対する不安が、薬物売買やその他の不法行為などの非従来型犯罪に影響されている可能

性があるという点にある。2005年欧州犯罪・安全実態調査には、薬物を売買している人や公共の場所で薬物を所持又は使用している人を見かけたり、薬物常用者が残した注射器を見つけたりするなど、薬物関連問題に個人的に接したかどうかに関する質問が含まれている（詳細は、第1部6.4参照。）。薬物関連問題に接したか否かという変数と路上犯罪被害不安の間の相関係数は強い（ $r=0.79$ ,  $n=17$ ）（Van Dijk, Manchin, Van Kesteren & Hideg, 2007）。したがって、この結果は、欧州に関しては、薬物関連問題に、自分の居住地において接したかが、路上犯罪に対する不安の程度を左右する主要な原因になっていることを示していると考えられる。

## 10 防犯対策

1992年国際犯罪被害実態調査以降の質問票には、世帯の所有物への犯罪、とりわけ不法侵入への対策に関して、比較的同じ内容で継続性のある一連の質問が採用されている。2004/2005年調査では、全部で八つの住宅防犯上の問題について調査した。若干の項目では、計画的な防犯活動よりも、各国における住居の設備に関しての文化的・伝統的な違いの方が、防犯設備の内容に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えられる。例えば、デンマーク、スウェーデン、ポーランドでは、「高い柵」があると答えた世帯はごくわずかであったが、英国では3人に1人がそう答えている。ベルギー、フィンランド、フランスでは管理人や警備員を建物に置くことも比較的多いが（約10%が置いていると答えた。）、他の多くの国ではまれなことである。ドアや窓の特殊な格子についても調査したが、その結果も、それぞれの国における「建築上の伝統」を反映している可能性がある。例えば、ポーランドや北欧諸国ではこうした格子はまれだが、英国ではごく普通にあると言われている。こうした理由から、ここでは、各国の文化的・伝統的な違いの影響が少ないと考えられる次の2項目を重点的に取り上げることにする。すなわち、侵入防止警報器を設置しているか否かという点と、特別のドア錠を設置しているか否かという点である。

表23及び表24を見ると、これらを設置していると回答した比率はかなり高い。しかし、一部の回答者については、調査に対する不信感や、少なくとも自宅が無防備であることを見知らぬ聴取り担当者に対して認めることへの警戒感があったため、こうした防犯対策を講じていると答えたという可能性を否定できない。

表23を見ると、平均して16%の世帯で、侵入防止警報器を備えていることを示している。警報器の設置率が平均値を上回った国は、ニュージーランド、イングランド及びウェールズ、アイルランド、北アイルランド、カナダ、ノルウェー、アメリカである。警報器の設置率が比較的低い国は、ブルガリア、ポーランド、スイス、メキシコ、日本、エストニア（6%以下）である。都市レベルで見ると、発展途上国の都市で侵入防止警報器を設置している住民は、比較的少数である。



表23 2004/2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための侵入防止警報器を備えている世帯の比率並びにそれ以前の調査結果  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2001-2005 年調査
アイルランド					49	ダブリン (アイルランド)	71 *
イングランド及びウェールズ	24	22	27	34	42 *	オスロ (ノルウェー)	38
ニュージーランド		10			38	エジンバラ (スコットランド)	36
北アイルランド	8		11	16	38	シドニー (オーストラリア)	34
スコットランド	20		25	26	33	ベルファスト (北アイルランド)	32
カナダ	15	13	20	23	28	ロンドン (イングランド)	30 *
ノルウェー	7				28	ストックホルム (スウェーデン)	29 *
アメリカ	16		21	24	28	ローマ (イタリア)	26 *
オーストラリア	16	14		26	27	ニューヨーク (アメリカ)	25 *
イタリア		13			24 *	アテネ (ギリシャ)	21 *
ベルギー	15	12			22 *	ブリュッセル (ベルギー)	18 *
ルクセンブルク					22 *	ブダペスト (ハンガリー)	18 *
スウェーデン		5	7	10	16 *	リスボン (ポルトガル)	16 *
フランス	14		15	13	15 *	香港 (中国特別行政区)	14
ハンガリー					15 *	ヘルシンキ (フィンランド)	13 *
オランダ	9	8	10	11	15 *	レイキャビク (アイスランド)	12
ポルトガル				8	14 *	ウィーン (オーストリア)	12 *
ギリシャ					14 *	ベルリン (ドイツ)	11 *
ドイツ	10				14 *	アムステルダム (オランダ)	11 *
オーストリア			6		14 *	タリン (エストニア)	11
デンマーク				7	9 *	マドリード (スペイン)	9 *
アイスランド					9	イスタンブール (トルコ)	7
フィンランド	2	1	2	4	9 *	コペンハーゲン (デンマーク)	6 *
スペイン	4				8 *	パリ (フランス)	6 *
エストニア		3	3	4	6	ワルシャワ (ポーランド)	5
日本				3	6	平均	20
メキシコ					5 *	発展途上国の都市	
スイス	6		5			ブエノスアイレス(アルゼンチン)	12
ポーランド		1	1	2	3	ヨハネスブルク (南アフリカ)	10
ブルガリア					3	リマ (ペルー)	5
						サンパウロ (ブラジル)	5
						リオデジャネイロ (ブラジル)	3
						プノンペン (カンボジア)	1
						マプト (モザンビーク)	1
平均**	12	9	12	14	16	平均	5

\* 出典:European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

平均すると半数近い世帯 (45%) が、特別のドア錠を備えていると回答している。設置率が最も高かった国は、オランダ、オーストラリア、スコットランド、ドイツ、イングランド及びウェールズ、アメリカ<sup>21</sup>である。発展途上国の都市では、設置率はより低かった。

世帯の防犯水準は、ほとんどの国で向上している。特に侵入防止警報器を備えている世

21 アメリカの比率は、同国で毎年実施されている全国犯罪被害実態調査 (NCVS) の調査結果よりはるかに高くなっている。

表24 2004/2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための特別のドア錠を備えている世帯の比率並びにそれ以前の調査結果  
1992～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004-2005 年調査	主要都市	2002-2005 年調査
オランダ	59	68	70	72	シドニー(オーストラリア)	78
オーストラリア	60		67	67*	ブダペスト(ハンガリー)	72*
スコットランド		62	65	65	オスロ(ノルウェー)	72
ドイツ				61*	アムステルダム(オランダ)	72*
イングランド及びウェールズ	68	68	69	60*	ウィーン(オーストリア)	67*
アメリカ		58	53	60	アテネ(ギリシャ)	67*
ニュージーランド	43			59	ダブリン(アイルランド)	65*
北アイルランド		35	40	56	ローマ(イタリア)	64*
オーストリア		37		56*	エジンバラ(スコットランド)	63
ハンガリー				55*	ベルリン(ドイツ)	62*
アイルランド				54*	タリン(エストニア)	62
イタリア	36			52*	ニューヨーク(アメリカ)	62
ルクセンブルク				50*	ロンドン(イングランド)	60*
ポルトガル			36	49*	ストックホルム(スウェーデン)	60*
カナダ	42	52	53	48	リスボン(ポルトガル)	57*
スペイン				45*	ベルファスト(北アイルランド)	55
ベルギー	25		50	45*	マドリード(スペイン)	53*
スウェーデン	44	38	43	44*	ヘルシンキ(フィンランド)	47*
ギリシャ				44*	パリ(フランス)	46*
エストニア	10	18	23	40	ワルシャワ(ポーランド)	46
ノルウェー				37	イスタンブール(トルコ)	44
フランス		34	40	34	コペンハーゲン(デンマーク)	42*
デンマーク			21	31*	ブリュッセル(ベルギー)	36*
フィンランド	20		37	29*	香港(中国特別行政区)	25
スイス		29		*	レイキャビク(アイスランド)	13
ブルガリア				20	平均	56
メキシコ				19	<i>発展途上国の都市</i>	
ポーランド	15	15	17	18	ヨハネスブルク(南アフリカ)	28
日本			10	15	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	26
アイスランド				11	リマ(ペルー)	23
					リオデジャネイロ(ブラジル)	17
					サンパウロ(ブラジル)	16
					マプト(モザンビーク)	14
平均**	38	43	43	45	平均	47

\* 出典:European Survey of Crime and Safety(2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとによって変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

帯の比率は、例外になりうるフランスを除けば、経年変化データを利用できるすべての国で増加傾向を示している。カナダ、アメリカ、イングランド及びウェールズ、オーストラリア、北アイルランドでは、1992年以降特に急上昇が認められるが、このことは警報器の設置水準が最低の国々(ポーランド、エストニア、フィンランド)でも同様である。

特別のドア錠を備えた住宅の比率も1992年以降総じて上昇しており、特にエストニア、ベルギー、イタリア、フィンランド、オランダの場合がそうである。図25で示したように、警報器の設置率が比較的高い国の世帯は、特別のドア錠の設置率に関しても比較的高い順位を占めている。このことが当てはまるのは、ニュージーランド、オーストラリア、アメ

リカ、イングランド及びウェールズ、スコットランド、アイルランド、北アイルランドである。ただし、オランダとドイツは例外で、特別のドア錠の設置率は最高水準だが、警報器の設置率は平均値を下回っている。アルゼンチンと南アフリカでは、住宅の防犯率は中位の水準である。他の発展途上国の自宅所有者は、警報器と特別のドア錠のいずれについても設置している可能性は低い。アイスランドと日本の住宅は防犯水準が最も低い。

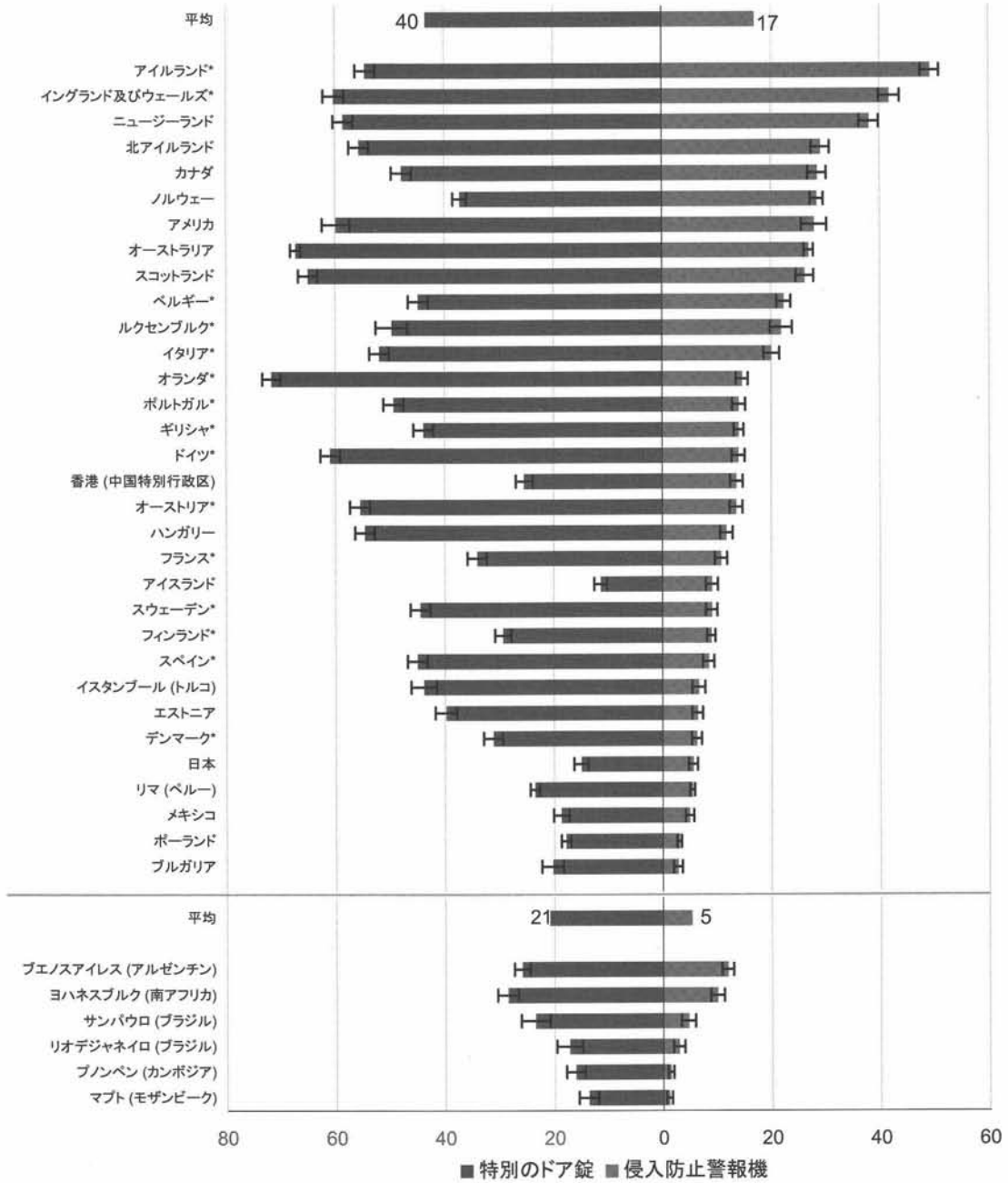
### ●犯罪被害の危険性と被害経験との関係

過去の国際犯罪被害実態調査でもそうであったように、国レベルの防犯水準は、国レベルの不法侵入危険性との間で正の相関関係を示していた。換言すると、実際の不法侵入の被害の危険性が高い水準にある国の人々は、警報器と特別のドア錠を設置している可能性も高い。この点で不一致を示した主な国はデンマークとポーランドであり、両国では不法侵入の危険性が比較的高いにもかかわらず、防犯対策の実行という点ではかなり低い水準を示している。

個々の世帯では、特殊防犯器具を自己防衛の手段として購入している。より確実に防護された世帯では、被害の危険性が減少することを期待できる。しかし、被害経験の有無を基準に、現在の世帯防護水準を調べることは適切でない。なぜなら、被害者は、自宅が不法侵入の被害を受けたことへの直接的な対応策として、防犯対策の改善を図る可能性が高いからである。むしろ、不法侵入の被害に遭った時点で、どのような水準の防犯対策を実行していたかを検討する必要がある。いくつかの主要国では、1996年の国際犯罪被害実態調査（それ以降は繰り返されなかった。）における一連の質問において、侵入防止警報器との関連において、この点を調査していた。それによると、犯罪の発生した時期に警報器を設置していた人々のうち、自宅が不法侵入の被害に遭った比率は1.1%であったが、設置していなかった人々では1.8%が侵入に遭っていた。この差は、統計的に有意であった。不法侵入未遂の場合は、これとは異なっていた。不法侵入未遂が起きた時期に警報器を設置していた人々の危険性水準（2.1%）は、設置していなかった人々（1.8%）より高かった。この結果は、警報器を備えている住宅は、犯罪者にとって、防犯措置が必要な程の価値がある、より魅力的な標的である可能性が高いために、実際に標的とされる頻度も高くなることを示すものとして解釈された。とはいえ、数値は同時に、警報器を備えている住宅の場合、侵入が失敗に終わる場合が多くなることも示していた。犯行の発生時に警報器を備えていた住宅の場合、侵入が成功したのは事件の35%であったのに対し、備えていなかった人々では、数値は50%とより高かった（Mayhew and Van Dijk, 1992）。

先進国の世帯の防犯水準は、過半数の世帯に、特別のドア錠か警報器の一方又は両方が設置されるレベルにまで向上している。特に、実際の不法侵入被害の危険性の比率がいつも比較的高かった国では、防犯対策は大幅に向上している。世帯が防犯器具を設置するのは各家庭における被害の危険性を減らすためであるが、これを集団のレベルでとらえた場

図25 2004/2005年の国及び主要都市における不法侵入を予防するための侵入防止警報器及び特別のドア錠を備えている世帯の比率  
2001~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

合、各世帯の防犯水準の向上は、地域社会や都市全体の防犯水準の向上に波及効果を及ぼしていると考えられるだろう。国レベルでの不法侵入の比率の低下が最近見られるが、これは、この15年間に進んだ集団レベルでの防犯水準の大幅な向上の結果と言えるかもしれない。

## 11 法執行機関に対する市民の考え方

### 11.1 警察に対する全般的な見方

警察に対する全般的な見方に関する質問への回答は、警察の有用度（helpfulness）に関する質問への回答と強く相関していることが判明した（Van Kesteren, Mayhew, Nieuwberta, 2000）。

平均すると、参加国の一般市民の70%が、彼らの地域の警察の活動に満足している。発展途上国の都市の市民は、より低い満足度（42%）を示している。満足度が最も高かったのは、香港（中国の特別行政区）、フィンランド、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、デンマーク、オーストリアであり、これらの国の回答者の10人中9人又は8人が、警察はよい仕事をしていると考えている。警察の実績に対して最も低い判断が示されたのは、リオデジャネイロ及びサンパウロ、ブエノスアイレス、ポーランド、メキシコ、エストニア、ブルガリア、ギリシャ、スペイン、フランスである。表25では、その詳細を示した。

ほとんどの国では、調査が行われた期間の評価水準は一定しているか、又は上昇している。1989年又は1992年以降の評価が最も上昇している国は、フィンランド、ベルギー、オランダ、スイスである。警察の実効性に関するこうした好意的判断は、近年の犯罪の減少と、不法侵入をめぐる不安の低下に関係している可能性がある。実際に、及び認識上の公共安全が改善されたことが、おそらく警察の功績と見なされているのであろう。警察の活動に対する評価は、従来型犯罪の水準の動向を反映している。1990年代には、犯罪の水準も犯罪不安の水準もピークに達しており、このことが警察への評価を低下させる要因となっていた。犯罪率の低下に対応して、今では警察に対する見方も改善された。多くの国では、現在の警察に対する評価は1989年と比べて良くなっている。なお、上の観点と密接に関連することだが、過去の調査への参加回数の多い国では、その間の順位はさほど大きくは変わっていない。

### 11.2 国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数

国際犯罪被害実態調査においては、市民と警察との関係の質を測る三つの指標を用意している。第1の指標は、近年の犯罪被害者の通報率である。これは、犯罪の被害を受けた人々のうち、その犯罪経験を地域の警察に通報した者の比率である。通報率は、警察に対する市民の信頼度を測る客観的な行動上の指標である。第2の指標として、通報したことのある被害者に対し、警察が彼らに対して取った処置に関して調査している。そして第3の指標として、すべての回答者に対して、犯罪の抑止という点での警察の全般的な実効性に関する

表25 2004/2005年の国及び主要都市における地域の犯罪抑止のために警察がよい仕事若しくは非常によい仕事をしていると考える市民の比率並びにそれ以前の調査結果  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年度欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1989年調査	1992年調査	1996年調査	2000年調査	2001-2005年調査
香港（中国特別行政区）					94
フィンランド	64	53	55	70	89*
アメリカ	80		77	89	88
カナダ	89	82	80	87	86
ニュージーランド		79			84
オーストラリア	73	72		76	82
デンマーク				71	82*
オーストリア			54		81*
スコットランド	71		69	77	79
アイルランド					78*
イングランド及びウェールズ	70	66	68	72	75*
ドイツ	67				74*
ノルウェー	70				73
ベルギー	53	47		64	71*
ハンガリー					70*
オランダ	58	50	45	52	70*
北アイルランド	63		63	67	70
スイス	50		55	67	69
ポルトガル				45	67*
イタリア		50			65*
スウェーデン		58	61	61	65*
ルクセンブルク					62*
フランス	62		56	65	60*
スペイン	53				58*
ギリシャ					57*
ブルガリア					53*
エストニア		15	16	31	47
メキシコ					44
ポーランド		37	27	46	41
平均**	66	55	56	65	70
発展途上国の都市					
ブノンベン（カンボジア）					65
ブエノスアイレス（アルゼンチン）					37
サンパウロ（ブラジル）					36
リオデジャネイロ（ブラジル）					29
平均					42

\* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。

評価について調査している。後2者の指標は、警察の活動に関する主観的な意見に相当する。

これら三つの警察活動の指標の間には、密接な相関関係があることが判明している。警察に通報する被害者が少ない国ほど、警察の処置に対する被害者の見方は好意的ではなく、警察の実効性に関する一般的意見も同様である。それゆえ、国際犯罪被害実態調査における警察活動評価に関する指数は、これら三つの指標を合計して作成されており、これが警察活動実績評価指数<sup>22</sup>である。表26では、この総合的な警察活動実績評価指数における各

表26 2004/2005年の国及び主要都市における国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数におけるスコア並びにそれ以前の調査結果  
1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1996年調査	2000年調査	2001-2005 年調査
デンマーク		97	100 *
オーストリア			99 *
スコットランド	98	98	94
スイス	71	80	93
ベルギー		77	92 *
ニュージーランド			90
フィンランド	75	77	89 *
ドイツ			88 *
オーストラリア		88	84
イングランド及びウェールズ	94	90	82 *
スウェーデン	83	80	81 *
英国	96	95	79 *
カナダ	92	87	76
北アイルランド	66	85	74
オランダ	70	78	73 *
アイルランド			73 *
アメリカ	85	86	72
ノルウェー			70
香港（中国特別行政区）			69
ハンガリー			68 *
ルクセンブルク			67 *
ポルトガル		54	66 *
フランス	63	64	65 *
スペイン			64 *
イタリア			62 *
日本		61	
ギリシャ			59 *
ポーランド	52	57	59
ブルガリア			57
イスタンブール（トルコ）			55
エストニア			55
メキシコ			52
平均**	79	80	75
発展途上国の都市			
プノンペン（カンボジア）			60
リオデジャネイロ（ブラジル）			56
ブエノスアイレス（アルゼンチン）			54
サンパウロ（ブラジル）			51
平均**			61

\* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.  
この指数は、5種類の犯罪の警察への通報、5種類の犯罪の警察への通報に関する満足度及び地域の犯罪抑止における警察への全般的満足度に基づいている。

\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

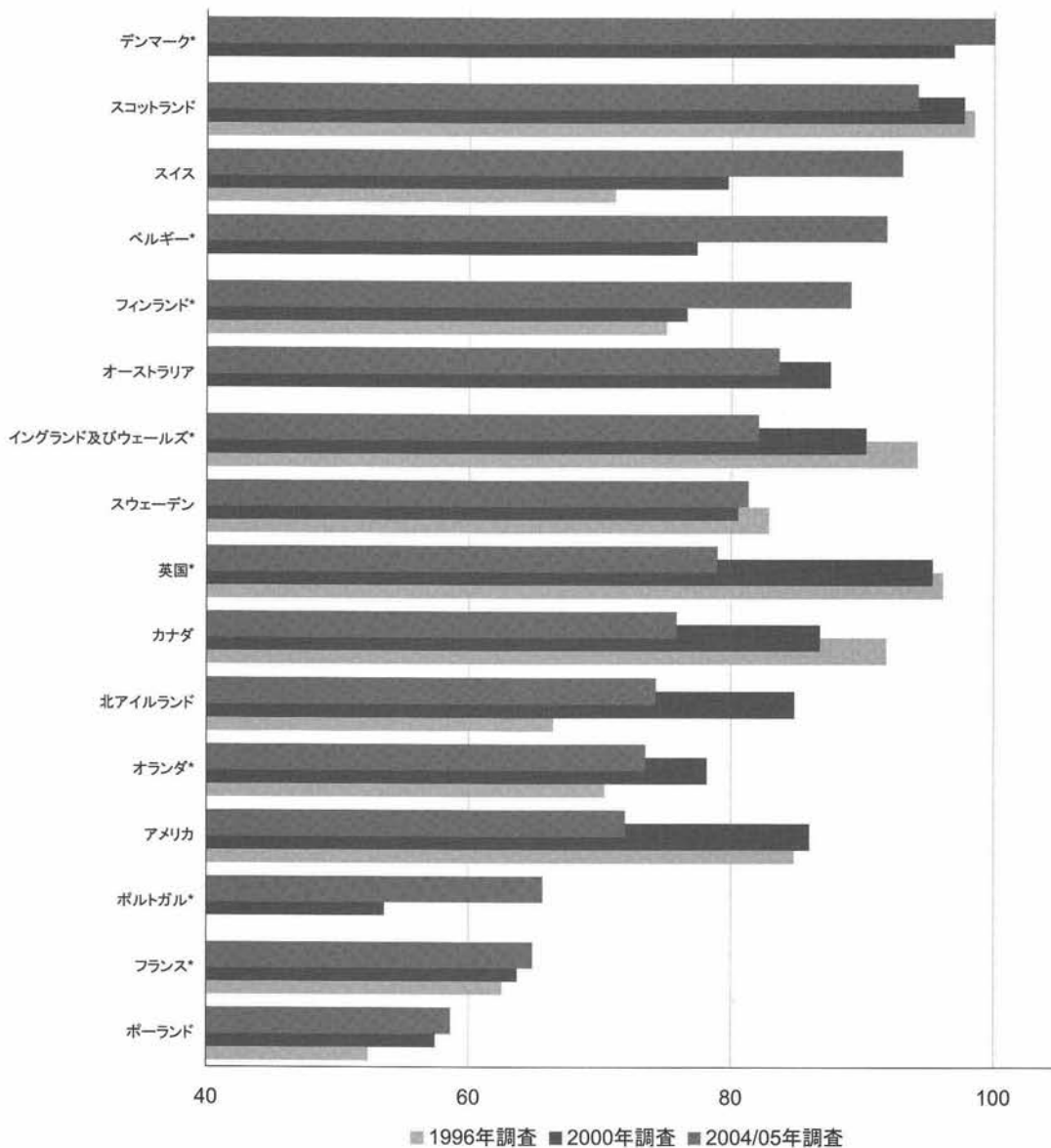
22 指数の計算：各調査は別個の調査データとして扱われている。37の調査（30の国レベルの調査と7都市での調査）があるが、多くの国が1996年と2000年の調査にも参加しているため、結果として56の調査がなされた。最初の2回の調査では、質問が三つの変数の全てでは行われなかったため、それらのデータは使用されていない。百分率スコアは、各回の調査における三つの変数のそれぞれについて算定された上で、平均値が出され、百分率で表された。この百分率値の半分の値に50を加えたものが、上掲の指数である。したがって、指数の値域は50～100となる。指数の下限を50にしたのは、スコアが0に近い国が出るのを避けるためである。

国のスコアを示した。

警察活動実績評価指数のスコアが最も低い国は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、エストニア、トルコ、カンボジア、ギリシャ、ポーランドである。過去の国際犯罪被害実態調査のデータを利用できる国では、概して一定した評価を示している。とはいえ、スイス、フィンランド、ベルギー、ポルトガルの警察活動実績評価指数のスコアは、他の国々に比べると相対的に上昇している。英国（イングランド及びウェールズ、北アイルランド）、カナダ、アメリカでは、評価が低下しているように見える（図26も参照）。

図26 各国の2004/2005年の国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数における傾向及びそれ以前の調査結果

1996～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



\* 出典：European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.



警察がその活動に対して最も高い評価を得ている国は、北西欧とオーストラリアであり、すなわち、オーストリア、デンマーク、スコットランド、スイス、ベルギー、ニュージーランド、フィンランド、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、イングランド及びウェールズである。

## 12 市民の意見と刑罰

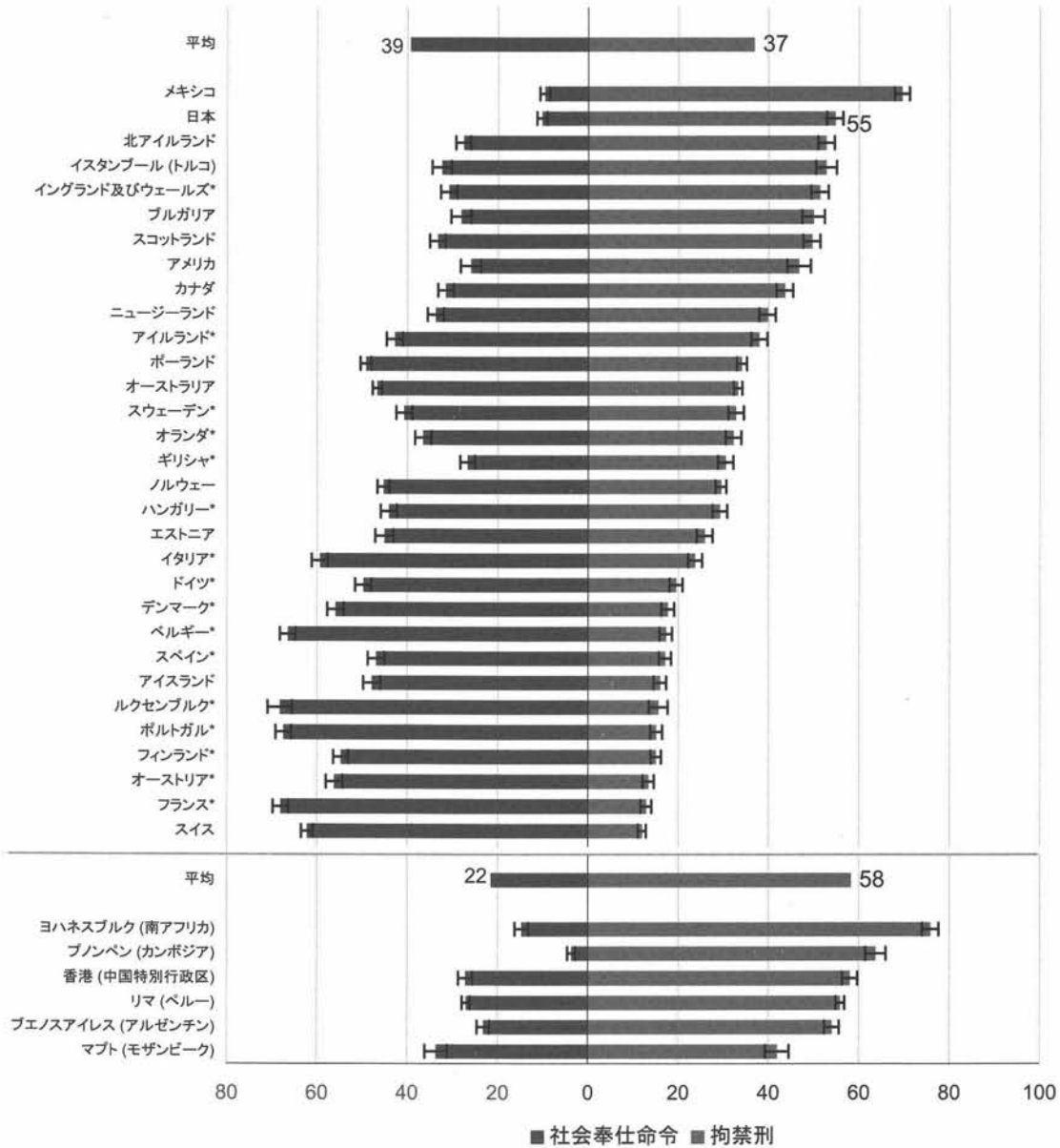
この調査では、1人の不法侵入の再犯者（2度目の不法侵入で1台のカラーテレビを盗んだことにより有罪と認定された21歳の男性）について、市民が、どのような判決を最も適切と考えるかを調査している。図27は、2004/2005年の国際犯罪被害実態調査において回答者が、拘禁刑（施設内処遇）と社会奉仕命令（社会内処遇）のいずれを選択したかという比率を示している。国レベルの結果と主要都市の結果を比較したところ、明確な「都市」効果が存在しないことが明らかになった。それゆえ、ここでは、国レベルのデータと、それが利用できない国の場合はその国の主要都市のデータを、単一の図と表の中に表示した。

2004/2005年調査の回答者の48%は、判決として社会奉仕命令を選択している。拘禁刑を選んだのは、回答者全体の38%であった。先進国と発展途上国は明白に異なった選択を示している。先進国の市民の意見は二つのタイプの判決に均等にわかれている。すなわち、39%が社会奉仕命令を、37%が拘禁刑を選んでいる。発展途上国の市民は、大多数が拘禁刑を選択した（58%。これに対し社会奉仕命令を選んだのは22%）。

拘禁刑は、メキシコを含むすべての発展途上国で第1位として選択されている。その一つの理由として、社会奉仕命令が現存しないか、又はまれにしか適用されないという事情も考えられる。しかし拘禁刑はまた、コモン・ローの体系を実施しているほとんどの国（アイルランドを除く。）においても第1位として選択され、さらに、日本及び香港でも好んで選択されている。他方、社会奉仕命令を望ましい判決として第1位として選択した国は、ギリシャを除くすべての西欧諸国である。

表27は、拘禁刑を選択した市民の比率を国別に表示している。国によって幅広いばらつきが認められる。拘禁刑の選択率が50%を超えたのは、ヨハネスブルク（76%）、メキシコ、香港、リマ、日本、北アイルランド、イスタンブール、イングランド及びウェールズである。スイス（12%）フランス（13%）及びオーストリア（13%）は、国レベルとして、拘禁刑の選択率が最も低い水準にある。社会奉仕命令及び拘禁刑に対する各国の国民の支持率の変化は別として、2000年の国際犯罪被害実態調査を見ると、調査対象国全体としては、刑罰に対する態度は厳格化の方向を示していた。しかし、この厳罰化傾向は、その後続いていない。多くの国では拘禁刑を支持する比率は一定している。2004/2005年調査において拘禁刑を支持する比率が1996/2000年より低下している国は、アメリカ、オーストラリア、オランダ、ベルギー、フィンランド、エストニアである。拘禁刑支持率の上昇傾向は、

図27 2004/2005年の国及び主要都市における不法侵入の再犯者に対する刑罰として社会奉仕命令と拘禁刑を選んだ市民の比率  
2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

ほとんどの国で、2000年～2005年の間に水平期に達したように思われる。ポーランドでは、拘禁刑支持率は、1990年代に大幅な低下を示したが、その後上昇した。拘禁刑を選択したポーランド人の比率は、今回、1992年の水準にまで戻っている。

2004/2005年国際犯罪被害実態調査参加国のうち16か国では、全体として社会奉仕命令が最も適切な判決と見なされている。半数の国ではそれが第1位の選択となっており、特

表27 2004/2005年の国及び主要都市における、不法侵入の再犯者に対する刑罰として拘禁刑を選んだ市民の比率、並びにそれ以前の調査結果  
1989~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	1989年調査	1992年調査	1996年調査	2000年調査	2002-2005年調査
メキシコ					70
香港(中国特別行政区)					58
日本				51	55
北アイルランド	45		49	54	53
イスタンブール(トルコ)					53
イングランド及びウェールズ	38	37	49	51	51*
ブルガリア					50
スコットランド	39		48	52	49
アメリカ	53		56	56	47
カナダ	32	39	43	45	44
ニュージーランド		26			40
アイルランド					38*
ポーランド		31	17	21	34***
オーストラリア	36	34		37	33
スウェーデン		26	22	31	33*
オランダ	26	26	31	37	32*
ギリシャ					30*
ノルウェー	14				29
ハンガリー					29*
エストニア		43	39	24	26
イタリア		22			24*
ドイツ	13				19*
デンマーク				20	18*
ベルギー	26	19		21	17*
スペイン	27				17*
アイスランド					16
ルクセンブルク					16*
ポルトガル				26	15*
フィンランド	15	14	18	19	15*
オーストリア			10		13*
フランス	13		11	12	13*
スイス	9		9		12
平均**	28	29	31	35	33
発展途上国の都市					
ヨハネスブルク(南アフリカ)					76
リマ(ペルー)					56
マプト(モザンビーク)					42
平均**					58

\* van Dijk, Manchin, van Kesteren & Hideg(2007). The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety(EU ICS 2005). Gallup Europe, Brussels

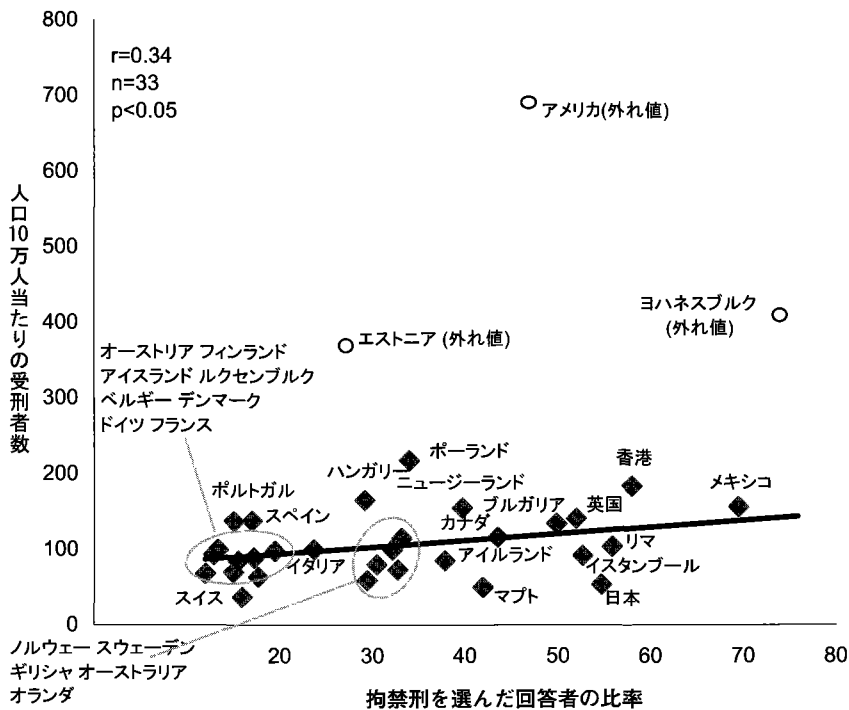
\*\* 平均値は各回の調査の参加国に基づいている。参加国が調査ごとに変わっているため、比較は慎重に行うべきである。なお、都市については、今回の調査の平均のみを表示した。

\*\*\* ポーランドの質問表には「強制労働収容所(Labor Camp)」の選択肢(23%)も含まれていたが、それらの回答は国際比較の中では「拘禁刑」に計上されている。

に強い支持が見られるのは、ルクセンブルク、フランス、ポルトガル(68%)、ベルギー(67%)である<sup>23</sup>。とはいえ、かなり幅広い意見の相違も認められ、英国では社会奉仕命令を最も適切と見なした比率は30%を下回っている。社会奉仕命令を支持する比率には経年変化が

見られる。例えば、2000年のオランダでは、1989年より社会奉仕命令の支持率は低下した。反対に、2000年のベルギーとフィンランドでは、社会奉仕命令に、1989年より多くの支持が見られた。しかし、1996年、2000年、2004/2005年の国際犯罪被害実態調査の間では、変化はわずかしか見られない。

**図28 2004/2005年の不法侵入の再犯者に対する刑罰として拘禁刑を選んだ回答者の比率、並びに人口10万人当たりの受刑者数  
2002～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査並びに英国内務省2003年世界の刑務所収容率**



●市民の意見と実際の量刑

図28は、2004/2005年の量刑に対する市民の考え方と同年の人口10万人当たりの刑事施設収容率との関係を示している。欧米では、アメリカや英国のように市民がはっきりと拘禁刑を望む国の場合、刑事施設収容率も高い (Van Dijk, 2007)。

調査参加国の中では、量刑に関する市民の意見と実際の刑事施設収容率との間に、弱いながらも統計的に有意な関係が存在する ( $r=0.34$ ,  $n=33$ ,  $p<0.05$ )。この相関関係の中では、アメリカ、エストニア、ヨハネスブルクは外れ値として扱われている。その理由は、これらの国の刑事施設収容率は、刑罰に対する市民の考え方から予想される収容率をはる

23 フィンランドで社会奉仕命令を選択した回答者の比率は、この制度が導入された1989年以降に際立って増加している。このことは、制度の変更が、拘禁刑の代替刑への支持を増やす場合があり得ることを示唆している。支持率は1992年以降やや低下したものの、依然として1989年より高い水準にある。

かに上回っているからである。不法侵入の再犯者に対する適切な刑罰という点でのアメリカ市民の考え方は、欧州の水準の範囲内にある（拘禁刑を選択した者の比率は英国より低い。）。日本は、実際の刑事施設収容者数が、厳しい市民の量刑意見から予想される収容者数を下回っている点で特徴の見られる国である。

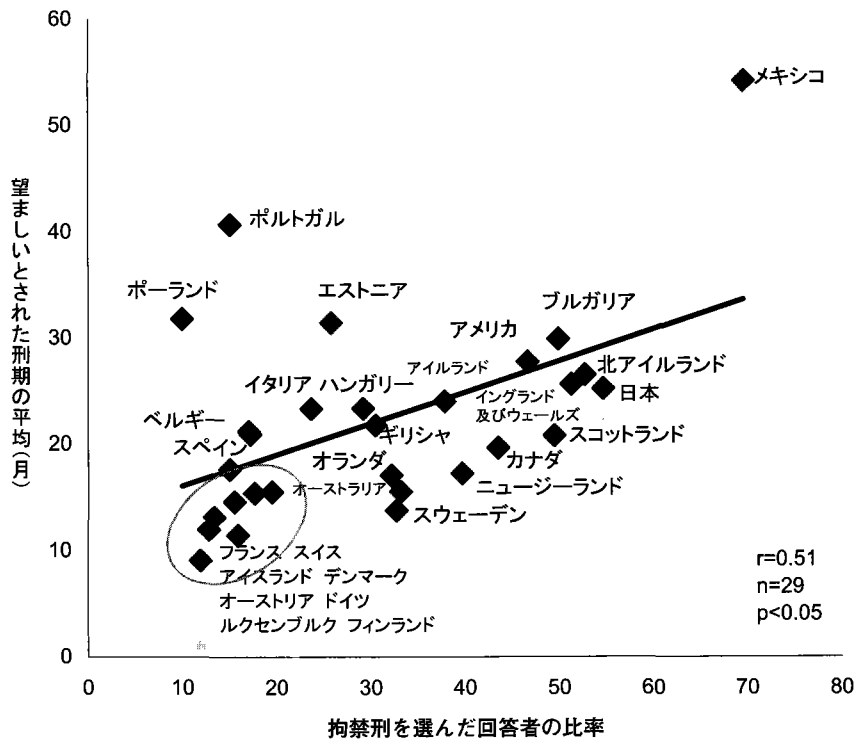
EUについて見ると、特に、ハンガリー、ポーランド及びエストニアという三つの新規加盟国は、実際の刑事施設収容率がEUの平均をはるかに超えているのに、拘禁刑を支持する市民の比率は中位水準をやや上回る程度という点でその間の乖離現象が際立っている。これらの国では、市民の意見は過去10年の間に拘禁刑から社会奉仕命令へと変わってきた（ポーランドの最近の傾向は、拘禁刑重視に逆戻りしている。）。これらの国の市民の意見は、今ではEUの大多数の考え方とおおむね一致しているにもかかわらず、実際の量刑は今でも比較的懲罰的である。

### ●刑期

拘禁刑を選択した回答者には、更に、その刑期について質問した。彼らが望ましいと考える刑期は、拘禁刑を選んだ回答者の国別の比率と相関している。国レベルでは、懲罰的な考え方が強いほど、選択される刑期も長くなる。2004/2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査の29の国レベルの調査によって調べると、相関係数は0.51であり、統計的に有意である。図29では、この関係を示した。

メキシコの住民は、拘禁刑の選択及び刑期の長さという双方に関して、飛びぬけて高い懲罰的な考え方をしている。その他の国で、拘禁刑の選択と刑期の長さの双方で高いスコアを示しているのは、ブルガリア、アメリカ、イングランド及びウェールズ、北アイルランド、スコットランド、日本である。分布図の中で外れ値を示しているのは、ポーランド、ポルトガル及びエストニアである。これらの国では比較的わずかな回答者が拘禁刑を選択しているが、拘禁刑を選んだ人は比較的長い刑期を選択している。この結果は、これらの国で拘禁刑を支持する人の数が減りつつあるという背景の下で解釈されなければならない。拘禁刑を支持する市民が減っているとすれば、拘禁刑に反対する意見に鞍替えした人々は、それ以前は長期刑ではなく短期刑を望ましいと考えていた可能性が高い。こうした要因が、望ましいとされた刑期の平均値を伸ばす結果になった可能性がある。望ましいとされた刑期の平均値がこのように伸びたケースは、ポーランド、エストニア、フィンランド、ベルギーで見られたが、これらすべての国で拘禁刑に対する支持は大幅に減っている。しかし、その他の国では、拘禁刑を支持する人の比率も、望ましいとされた刑期も、ともに減少している。このことはアメリカでは特に著しく、拘禁刑の支持率は1989年の53%から2004/2005年の47%にまで低下し、望ましいとされた刑期は1989年の37か月から2004/2005年の28か月にまで縮小している。これら両方の調査結果を考慮すると、アメリカの市民については、過去20年間で、特に2000年以降、懲罰的な考え方が著しく弱まって

図29 拘禁刑を選んだ回答者の比率と望ましいとされた刑期との国別の関係図  
2004～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



いる。

東中欧諸国は約2.5年という比較的長い刑期を望ましいと見ている。コモン・ローの法体系を採用している国のグループは、その他の国々から明確に区別される。国際的な観点から見ると、コモン・ローの採用国の市民は、他の刑よりも拘禁刑を選択すると同時に、長期刑を短期刑より選択している。オーストラリアとニュージーランドは、このグループの中では懲罰的な志向が最も弱い。他の西欧諸国の住民は拘禁刑を支持しない傾向にあり、望ましいと見なす刑期は比較的短い。後者は国によってばらつきがあり、スイスの9か月、スウェーデンやアイスランドの11か月から、イタリアやベルギーの2年にわたっている。フランスとスイスは拘禁刑を選択する者の比率が一貫して低く（それぞれ13%と12%）、望ましいと見なす刑期も比較的短い（それぞれ12か月と9か月）。

### 13 国際犯罪被害実態調査の背景と2004/2005年調査の方法

#### 13.1 国際犯罪被害実態調査の背景

国際犯罪被害実態調査（ICVS）は、国レベルの犯罪調査の専門的経験を有する欧州の1犯罪学者グループ（Van Dijk, Mayhew, Killias, 1990）により、1987年に開始された。調査を立ち上げた目的は、国際的な比較のために利用できる諸々の被害推定値を引き出す

ことにあった。この調査はその後、様々な国で世帯の従来型犯罪に関する経験について調べる世界初の標準化された調査へと発展した。国際犯罪被害実態調査の主調査は現在までに5回実施されている。1989年の第1回調査の後、1992年、1996年、2000年、及び2004/2005年にも調査が繰り返された。2005年末までに78か国の多様な国々で（37か国では全国規模）140を超える調査が行われ、現在までにこれらの調査を通じて32万人を超える市民が聴取り調査を受けてきた。現在のデータベースは325,454人の個人回答者からの回答内容を含んでいる。

国際犯罪被害実態調査の中核となる質問票は1987年に作成され、若干の国で先行的試行が行われた。その基礎となったのは、オランダ、イングランド・ウェールズ、及びスイスの国内犯罪被害実態調査における当時の調査手法であった（Van Dijk, Mayhew, Killias, 1991）。質問票がすべての欧州語に正しく翻訳されるよう、国際的な作業グループにより細心の注意が払われた。後期の調査では、質問票の他言語への翻訳は、自国の調査を監督する各国の専門家の責任事項となった。質問票には何年にもわたって小さな調整と修正が加えられた。国際犯罪被害実態調査では、長期的変化を調べる必要があるため、質問票の変更は常に最小限にとどめられた。現在までに多くの国で数回にわたって調査が繰り返されてきたため、その結果は20年間の犯罪傾向の比較のために利用できるものとなっている。

国際犯罪被害実態調査は、軽微な窃盗などの比較的軽い犯罪から、自動車盗、性的暴行や暴行・脅迫等のより重大な犯罪までを対象とし、市民が曝される従来型犯罪に関する指標を提供するものである。標本数が比較的少ないため、加重暴行（aggravated assault）等、比較的発生頻度の低い犯罪は除外されている。また、個人よりも集団に被害を及ぼす大規模な汚職や組織犯罪などによる被害については、これを概ね対象外としている。

対象とする犯罪の種類に関して、国際犯罪被害実態調査においては、従来型犯罪の法的定義に概ね一致する出来事について平易な言葉で質問している。例えば、不法侵入は、次のような質問によって表現されている。「誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか？」回答者は、彼ら自身又は彼らの家族が経験した可能性のある10種類の従来型犯罪による被害について質問を受ける。世帯に対する犯罪（household crime）とは、概して世帯に影響を及ぼすと考えられる犯罪であって、回答者は自分が知っているすべての出来事について回答することになっている。質問票には、個別の世帯犯罪として以下の種類の犯罪を含めてある。すなわち、自動車盗（盗難車の乗り回しを含む。）、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、及び不法侵入未遂である。

個人に対する犯罪（personal crime）の場合、回答者は自分自身に起きたことについて回答することになっている。個人に対する犯罪の種類としては、性的事件（強姦などの比較的重大な事件やその他の性的暴行を含む。）、暴行・脅迫、強盗、及び個人所有物の窃盗（スリを含む。）が挙げられる。

国際犯罪被害実態調査の質問票では、具体的に定義された10種類の犯罪について、犯罪被害の有無を問う質問のリスト（スクリーニング質問）を用意している。このリストによって、犯罪被害経験のある回答者を抽出した後、犯罪被害者として特定された者に対して、より詳細な状況を調査するための質問がなされる。スクリーニング質問を採用したのは、多大な被害を受けた回答者が詳細に関する後続の質問を妨げようとして、あり得る被害をめぐる質問に対して肯定の回答を避けるようなことがないようにするためである。

これまでの犯罪被害実態調査から分っている一つの重要なデータの歪曲要因は、被害に遭った時期を記憶の中で近い過去に変更するという回答者の傾向である。回答者が過去12か月以内か今年に入ってから起きた事件についてだけ質問された場合、この傾向は増大する。国際犯罪被害実態調査の質問票を用いた別の調査によると、そのような条件下では回答者中の被害率が大幅に上昇することが立証されている（Saris & Scherpenzeel, 1992）。国際犯罪被害実態調査の質問票に含まれるスクリーニング質問では、回答者は先ず過去5年間の犯罪経験について質問を受ける。いずれかの特定種類の事件があったと回答した人は、それが起きた時期について、今年（2004年又は2005年）の早い時期、昨年（この場合は2003年又は2004年）中、又はそれ以前のいずれであったかを質問される。本報告書に収録した調査結果は、一部の国又は都市を除いて、聴取日により2003年か2004年のいずれかの年において被害を受けた回答者の比率に基づいている。

過去5年間に被害を受けたことがあると回答したすべての人は、一連の補足質問を受けることになる。例えば、どんなことが起きたか、警察には通報したか、警察の対処の仕方に満足したか、特別な支援を受けたか、等に関する質問である。その他にも幾つかの犯罪関連の質問が、すべての回答者に対しなされている。例えば、全般的な警察の活動実績に関する意見、不法侵入の再犯者に対して回答者が適切と考える量刑、防犯対策の行使等に関する質問である。

主として経費削減のため、電話普及率が十分高い（70%を超える。）先進工業国では、当初から一貫して、国際犯罪被害実態調査においては、CATI（computer-assisted telephone interviewing：コンピュータ管理された電話調査システム）方式での調査が実施されてきた。

### 13.2 2004/2005年国際犯罪被害実態調査の方法<sup>24</sup>

2004/2005年の国際犯罪被害実態調査は、主にトリノ（イタリア）の国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）とウィーンの国連薬物犯罪事務所（UNODC）によって実施に関する

24 EU ICSの方法に関する詳細な情報は、コンソーシアムの以下のウェブサイト上で参照できる。  
[www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)



る調整が行われた。この第5回プロジェクトは、EU加盟国内で実施された調査とEU域外で実施された調査の二つの部分に分けられる。EU加盟国内のプロジェクト（EU-ICS）を実施するため、欧州ギャラップ社（Gallup Europe）を中心とするコンソーシアム（consortium, 連合体）が設立された。その参加者には、UNICRI, フライブルク（ドイツ）のマックス・プランク外国・国際刑事法研究所, ルクセンブルクのCEPS/INSTEAD, 及びハンガリーのGeoXが含まれる。このコンソーシアムは、15か国の旧EU加盟国内での現地調査の費用の一部を支援する欧州委員会研究総局から助成を受けた。欧州委員会との合意の一環として、三つの新規加盟国（ポーランド, エストニア, ハンガリー）でもデータが収集された。エストニアとポーランドでの調査は、各々の政府が出資し、コンソーシアムから独立した立場で、国際犯罪被害実態調査の方法に則って実施された。

ハンガリーと15か国の旧EU加盟国及びアメリカでの現地調査は、欧州ギャラップ社により実施された。その他の国々でのデータ収集は、各国独自に実施された。いずれの現地調査でも、同一の標準化された方式の調査（調整済みの国際犯罪被害実態調査質問票を含む。）が用いられた。欧州の18か国に関する結果は、Van Dijk, Manchin, Van Kesteren and Hideg (2007) により、既に報告されている。北アイルランドとスコットランドでは、別途の調査が、やはり欧州ギャラップ社により実施された。第1部では、英国は、イングランド及びウェールズ, スコットランド, 北アイルランドに分けられている。イングランド及びウェールズのデータは、英国全体の標本の中から抽出したものである。EU域外での調査は、様々な独立の機関によって、同一の手法を用いて実施された。15か国の旧EU加盟国とハンガリーのデータに貢献した欧州犯罪・安全実態調査コンソーシアム以外に、以下の研究者と機関が、各々の国の調査に携わった。

アルゼンチン	Mariano Ciafardini & Daniel R. Fernández - Departamento de Investigaciones. Dirección Nacional de Política Criminal. Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación.
オーストラリア	Australian Institute of Criminology, Canberra
ブラジル	Ilanud, Sao Paolo
ブルガリア	Center for the Study of Democracy, Sofia
カンボジア	Roderic Broadhurst - School of Justice Studies - Queensland University of Technology/Hong Center for Criminology, Center for Social Sciences, Hong Kong
カナダ	Department of Justice Canada, Ottawa
エストニア	Andri Ahven - Ministry of Justice, Tallinn
香港	Roderic Broadhurst - Queensland University of Technology, Brisbane and John Bacon-Shone, Lena Yue Ying Zhong, King-Wa Lee - Hong Kong University, Social Science Research Center

アイスランド	Helgi Gunnlaugson, University of Iceland, Reykjavik and Rannveig Thorisdottir, National Commissioner of the Icelandic Police, Reykjavik
日本	法務省法務総合研究所, 千葉
メキシコ	Luis de la Barrera - The Citizens Institute for the Study of Insecurity, Mexico City
モザンビーク	Anna Alvazzi del Frate and John van Kesteren - UNICRI
ニュージーランド	Department of Research, Evaluation & Modeling - Ministry of Justice, Wellington
北アイルランド	Northern Ireland Office, Belfast
ノルウェー	Leif Petter Olausen - Institute of Criminology and Sociology of Law, University of Oslo
ペルー	Hugo Morales - Faculty of Psychology, San Marcos University, Lima
ポーランド	Beata Gruszczynska, M. Marczewski & Andrzej Siemaszko - Institute of Justice, Warsaw
南アフリカ共和国	Beaty Naudé & Johan Prinsloo - Institute for Criminological Sciences, University of South Africa, Pretoria
スコットランド	Scotland Executive Office, Edinburgh
スイス	Martin Killias, Sandrine Haymoz, Philippe Lamon - Universities of Zurich and Lausanne
トルコ	Galma Jahic - Istanbul Bilgi University and Dr. Asli Akdas - Dogus University
アメリカ	United States Department of Justice, Washington

付録2では、各国の調査の組織に関する詳細を示した。EU加盟国の調査は2005年に実施され、被害率は2004年時点のものである。欧州以外での調査のほとんどは計画通り2004年に実施され、被害に関する数値は2003年時点のものである。ただし、マプト、リオデジャネイロ、サンパウロでの調査は2002年に実施され、プノンペンでの調査は2001年に実施された。それらの結果は国際犯罪被害実態調査の国際比較的观点からは公表されたことがなかったため、第1部に加えられている。ここでは、原則として2003年又は2004年の被害率を取り上げることになるが、上記の都市に関しては2000年又は2001年を意味しうることに留意されたい。詳細については、後記、表28を参照されたい。

第1部には、国内人口の標本をもとに調査を実施した30か国（一つ又は二つの主要都市だけで調査を実施した8か国を含めると38か国）における2000年、2001年、2003年又は2004年の従来型犯罪での被害水準に関する主要な調査結果を収録した（国全体レベルの調

査では、2003年又は2004年。)。国全体からの標本抽出を行った30か国の大半では、首都（又は他の主要都市）の人口から追加標本を抽出するか又は既定の国内標本から、主要都市のデータを区別して抽出した。この標本抽出方式が選ばれたのは、国全体のレベルと主要都市の双方における比率を比較するためであった。都市での被害率は政策的観点から見て重要である。というのは、アメリカやドイツなど多くの国の犯罪政策は、主として地域レベルで策定され、実施されているからである。都市部のデータを利用することにより、国レベルの分析に加え、都市化が被害経験に及ぼす影響についても分析が可能になる。

30か国の国レベルの結果のほかに、33の主要都市の結果も掲載した。都市部の結果には発展途上国の7都市（ブエノスアイレス－アルゼンチン、リオデジャネイロ及びサンパウロ－ブラジル、プノンペン－カンボジア、リマ－ペルー、マプト－モザンビーク、ヨハネスブルク－南アフリカ共和国）や、イスタンブール（トルコ）、香港（中国特別行政区）に関する結果も含まれる。この新たな標本抽出方式により、先進国と発展途上国の双方に属する広範な主要都市の結果について、相互比較が可能となっている。犯罪に関する世界の従来刊行物では、発展途上国の都市部の被害率は、国レベルの標本から抽出された先進国の都市部の比率（人口が10万人を超える都市の住民における比率）と比較されていた。第5回国際犯罪被害実態調査では、主要都市だけに限定した被害率を調べることにより、今まで以上に直接的かつ「純粹」な形で犯罪被害水準の国際的比較を行うことが可能となっている。世界水準での比較にとって一つの大きな制約として残っている要素は、先進国においては、都市部が平均以上に大きな比率を統計上占める傾向が強いことである。

五つの国（カナダ、イングランド及びウェールズ、フィンランド、オランダ、アメリカ）が、国際犯罪被害実態調査の5回の調査のすべてに参加してきた。オーストラリア、ベルギー、フランス、北アイルランド、ポーランド、スコットランド、スウェーデン、スイスに関しては、過去の調査のうち2回分又は3回分のデータを利用できる。他の多くの国の場合、比較を行えるのは、同調査の少なくとも1回の過去の調査結果との間においてである。2003/2004年のデータは、可能な限り、これらすべての国の経年変化データと合わせて掲載した。それにより、単に経年変化を観察できるだけでなく、異なる年に実施された調査の結果のデータとしての信頼性についても確認することが可能となる。後述のように、過去数年間のうちに、犯罪被害水準は、世界のほぼすべての地域で低下してきている。しかし、犯罪やその他の諸問題における各国の相対的な順位は、これまでの国際犯罪被害実態調査を通じて大きな変動は見られない（日本のように犯罪被害率の低い国は、一貫して低い。）。この結果はそれ自体が、測定された被害率の全般的な信頼性を高めるものである。

以下では、国際犯罪被害実態調査の主要な調査方式上の特徴について考察する。同調査の方式に関する更に詳しい情報は、UNICRI<sup>25</sup>及び欧州ギャラップ社（Gallup-Europe）<sup>26</sup>のウェブサイト、並びに付録2に収録した同調査に基づく個別調査に関する報告書で参照することができる。

## 調査手段と内容

2004/2005年の国際犯罪被害実態調査の質問票に加えられた最も重要な変更は、聴取時間を縮小するために、自動車の破壊行為に関する質問と若干の補足質問を削除した点である。また、多くの国では、ユーロバロメーター（Eurobarometer）<sup>27</sup>の中から採られた市民が薬物関連問題と接している状況に関する新たな質問と、憎悪犯罪の認識に関する質問が追加された。消費者詐欺の項目には、インターネットによる詐欺とクレジットカード詐欺に関する質問が加えられた。欧州犯罪・安全実態調査では、新たな質問項目の各国言語への翻訳が、欧州ギャラップ社によって行われた<sup>28</sup>。

本報告書で採用されている多くの欧州犯罪・安全実態調査特有の項目が、国際犯罪被害実態調査のコア質問票に加えられている。2005年の欧州犯罪・安全実態調査で使用されたすべての欧州語での完全版は、コンソーシアムのウェブサイトを参照されたい。

国際犯罪被害実態調査は、対象とする犯罪の種類点では、通常の犯罪被害実態調査と似ている。調査対象となる犯罪は、おおむね16歳未満の子供を除く、明確に特定可能な個人に対する犯罪に限られている。対象とする犯罪の種類は、窃盗、不法侵入、強盗、暴行などの従来型犯罪の大半をカバーしている。また、街頭レベルの汚職（公務員による収賄）、消費者詐欺、憎悪犯罪などの非従来型犯罪に関する情報も収集した。

## 調査方式

ほとんどの国において、調査における聴取りは、CATI（computer-assisted telephone interviewing：コンピュータ管理された電話調査システム）によって実施された（CATIは30か国の調査のうち24か国で採用された。）<sup>29</sup>。聴取りは固定（有線）電話機を通じて実施されたが、フィンランドでは追加的な下位標本に対して携帯電話での聴取りが行われた。ポーランド、エストニア、ブルガリア、トルコ（イスタンブール）、日本及びすべての発展途上国では、調査は対面面接方式で実施された。

欧州犯罪・安全実態調査における聴取りの平均時間は、23.2分であった。EU域外のCATI調査はより短時間で済んだが、これは上記調査に含まれるいくつかの項目がそれら

25 [www.unicri.it/icvs](http://www.unicri.it/icvs)

26 [www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)

27 EUの行政執行機関である欧州委員会（European commission）が定期的実施している一連の調査。[http://ec.europa.eu/public\\_opinion/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/public_opinion/index_en.htm)

28 欧州ギャラップ社によって実施された調査では、聴取りの前に、犯罪被害に関する事項への導きとなる若干の態度に関わる質問がなされた。また欧州各国の首都では、不安の感情に関するモジュールが追加された。本報告書では、これらの新たな事項に関するデータは考察対象にしていない（予備的結果については[www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)を参照）。

29 30の国レベルの調査のうち20は欧州ギャラップ社によって実施された（15か国の旧EU加盟国のほかに、ハンガリー、北アイルランド、スコットランド、アメリカ、アイスランド）。

の質問票には含まれていなかったためである。対面方式による調査には、より長い時間を要した。この面接方式の場合は、CATI方式と比べ、概して30%から50%ほど長い時間が必要であった。日本での面接は平均で50分間かかったが、これは主として日本語の言語学的な特性に基づいている。日本の調査では、性的事件に関する質問への回答は、面接の間に回答者自身が記入し、封印された封筒に入れて提出する自記式アンケートの方法を併用して収集された。

異なる聴取り方式を採用すると、それによって結果の比較可能性が損なわれるおそれがあるという問題が生じる。調査方法の研究により、一般に電話聴取りによる被害に関する質問への回答は、対面方式で得られた回答と同様の結果になることが明らかになっている (Van Dijk, Mayhew, 1992; Lynch, 2005; Catalano, 2007)。この結論は、国際犯罪被害実態調査の質問の中核部分を用いて、CATI方式の聴取りと対面面接方式とを比較した、オランダでの試験的調査によって確認されている (Saris, Scherpenzeel, 1992; Scherpenzeel, 2001)。どちらの聴取り方式も同一の被害率を導き出した。Pavlovicもまた、スロベニアで行われた国際犯罪被害実態調査の内容を基礎とした試験的な調査で、被害率に有意差を見出していない (Pavlovic, 1994)。最近の試験結果により、聴取り方式が、自己報告される不法行為や被害の内容にほとんど影響を及ぼしていないことが確認されている (Lucia, Herrman, Killas, 2007)。ただし、アメリカの全米犯罪被害実態調査 (NCVS) で、以前に行われた分割標本試験では、CATI方式を用いた電話聴取りによる被害 (把握) 件数は、対面面接方式と一般の電話聴取り方式のいずれよりも多くなることが実証されていた。この差は主として、CATIを実施する中央集中施設 (コールセンター) で作業した聴取り担当者が、質問作業等をより適切に管理したことによって生じたものではないかと思われる (Lynch, 2006)。これらの試験結果は、同一の現場作業水準が維持されている場合には、聴取り方式の違いは被害件数の把握に影響を及ぼさないことを示唆している。第5回国際犯罪被害実態調査の一つの特徴は、ほとんどの参加国のデータ収集が、過去に広範な犯罪調査の経験を有する専門家によって管理された、慎重な準備に基づく調査を通じて行われたという点にある。若干の例外を除けば、各国のすべての調査担当者が、以前の国際犯罪被害実態調査の下での個別調査に参加した経験を有している。聴取り担当者の不適切な説明や調査の管理に基づく、個々の国におけるデータの歪曲を完全に排除することはできないが、CATIを採用しなかった国の被害率が体系的に低く現れていると想定する根拠はない。

スペインと北アイルランドでは、2005年の調査から、それ以前の対面面接方式をCATI方式へ変更した。調査結果を見ると、スペインの被害率はかなりの低下を示す一方、北アイルランドではかなりの上昇を示している。新たな聴取り方式がこれらの測定結果の変化に影響を及ぼしたか否か、またどの程度影響を及ぼしたかを知る術はほとんどないが、いずれにせよ二つの結果は異なる方向を示している。総合的に見て、CATIの採用の有無と被害率の把握との間には関係はないと考えられる。

### 標本抽出方式と標本抽出の偏り

国際犯罪被害実態調査で利用される標本抽出方式は、最も完全なカバー率と最小の偏りをもたらすように抽出されるよう工夫されている。そのため、電話普及率が70%以上のほとんどの先進国では、有線電話番号によるRDD（Random Digit Dialing）が採用された。これは、電話番号を電話帳や一定のリストの中から選択するのではなく、ランダムに選択する方法であり、「NUTS 2」や同様の領域層を使って階層化された電話番号のRDDにより、確実かつ少ない費用で一国の人口をカバーすることができる。エストニアとポーランドで行われた国レベルの調査では、正式な国民登録の中からランダムに選ばれた人が対象とされた。これらの標本は同時に地域別に階層分類された。日本の場合は自治体をブロックごとに分けた一次標本があり、次いで正式な住民票の中から対象者がランダムに選定され、基本的に対面方式によって調査された。発展途上国の主要都市での調査は、既述のように、対面方式によって行われた。標本抽出方式は地域の事情に適した方法が採用されたが、概して多段階階層化標本抽出方式が採用された。これらの調査の具体的詳細については、各調査に基づいて刊行されている報告書を参考にした。報告書名は、付録2に収録した。フィンランドでは、特定の人口層（特に若年者）の間でもっぱら携帯電話だけを使う傾向が、欧州の他の国々より著しくなっている（2005年には35%に達している）。こうした条件下では、標本抽出枠として固定電話回線を利用した場合、電話普及率が70%未満の国に比べてカバー率が過小になるという重大な問題が生じる。フィンランドの最初の非加重標本では実際に若年層が実際の人口比と比べて大幅に少なく抽出されたため、携帯電話だけを所有する人々の追加標本を選定する作業を行った。それらの所有者は、登録番号を有する携帯電話所有者の調査当時のリストの中から選定された。携帯電話のみを使用する500人の標本に対しては、2005年11月に国際犯罪被害実態調査のコア質問に関する聴取りが実施された。携帯電話のみの使用者グループは、年齢や生活スタイルなど関連する多くの点で一般的なフィンランド国民とは異なっていた。携帯電話使用者標本が回答した被害率は、非加重の固定電話標本のそれより大幅に高かった。固定電話標本と携帯電話のみの使用者標本は、その後一つにまとめられ、後述の標準的な反復的重み付けの処理に従って、年齢、性別、地域、及び携帯電話のみの所有者の比率に関して再度重み付けがなされた。意外なことに、携帯電話のみの使用者を再加重標本に加えても、1年間及び5年間の被害率はいずれもさほど大きくは変化しなかった。全体での1年間の被害率は11.2%から12.6%に変わった。1年間の犯罪別被害率は、車上盗の項目でのみ、統計的に有意な変化（1%）を示した。この結果は、国際犯罪被害実態調査で日常的に適用されている階層分類後の重み付けが、重度に偏向した標本からであっても、完全カバー率の標本に基づく推定値と非常に近い数値を導出できることを示している。この特殊な分析結果に関する専門的報告は、コンソーシアムのウェブサイトを参照されたい（Hideg, Manchin, 2007）。

フィンランドでの再試験はまた、現地調査が2005年6月（これは夏季休暇が始まり、と

りわけ若者たちはすでに家を出ている時期に当たる。)にまで延長されたことにより、同国における被害率が低下したおそれがあるという懸念が示されている。携帯電話のみの使用者に対する聴取りは2005年11月に実施されたため、この追加的調査の結果が想定可能な休暇の効果によって低下したおそれはない。上述のように、11月の標本を追加しても、再加重標本の被害率には有意な変化が起きなかった。年齢に関する標準的な再重み付けが、ちょうど携帯電話だけを使用する若年層標本の不足を明らかに補正したように、生じうる休暇の効果を補正した可能性があると思われる。換言すれば、2005年6月に実際に聴取りを受けた比較的少数の若者(そのデータには重み付けがなされた。)は、被害経験の点で彼らの年齢層を適度に代表しているように思われる。

**表28 本報告書で提示される国及び主要都市の調査からのデータ  
1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\***

国	1989年 調査	1992年 調査	1996年 調査	2000年 調査	2004/05年 調査	主要都市	2001-2005年 調査
オーストラリア	•	•		•	2004	アムステルダム (オランダ)	2005*
オーストリア			•		2005*	アテネ (ギリシャ)	2005*
ベルギー	•	•		•	2005*	ベルファスト (北アイルランド)	2005
ブルガリア					2004	ベルリン (ドイツ)	2005*
カナダ	•	•	•	•	2004	ブリュッセル (ベルギー)	2005*
デンマーク					2005*	ブダペスト (ハンガリー)**	2005*
イングランド及びウェールズ	•	•	•	•	2005*	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	2004
エストニア		•	•	•	2004	コペンハーゲン (デンマーク)	2005*
フィンランド	•	•	•	•	2005*	ダブリン (アイルランド)	2005*
フランス	•		•	•	2005*	エジンバラ (スコットランド)	2005
ドイツ	•				2005*	ヨハネスブルク (南アフリカ)	2004
ギリシャ					2005*	ヘルシンキ (フィンランド)	2005*
ハンガリー					2005*	香港 (中国特別行政区)	2005
アイスランド					2005	イスタンブール (トルコ)	2005
アイルランド					2005*	リマ (ペルー)	2005
イタリア		•	•		2005*	リスボン (ポルトガル)	2005*
日本				•	2004	ロンドン (イングランド)	2005*
ルクセンブルク					2005*	マドリッド (スペイン)	2005*
メキシコ					2004	マプト (モザンビーク)	2002
オランダ	•	•	•	•	2005*	ニューヨーク (アメリカ)	2004
ニュージーランド		•			2005*	オスロ (ノルウェー)**	2004
北アイルランド	•		•	•	2005	パリ (フランス)	2005*
ノルウェー	•				2004	プノンペン (カンボジア)	2001
ポーランド		•	•	•	2004	レイキャビク (アイスランド)**	2005
ポルトガル				•	2005*	リオデジャネイロ (ブラジル)	2002
スコットランド	•		•	•	2005	ローマ (イタリア)	2005*
スペイン	•				2005*	サンパウロ (ブラジル)	2002
スウェーデン		•	•	•	2005*	ストックホルム (スウェーデン)	2005*
スイス	•		•	•	2005	シドニー (オーストラリア)**	2004
アメリカ	•	•	•	•	2004	タリン (エストニア)**	2004
						ウィーン (オーストリア)	2005*
						ワルシャワ (ポーランド)	2005
						チューリッヒ (スイス)	2005

\* 出典: European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 首都(あるいは主要都市)においては、サンプルの追加は行っていない。都市に関するデータは、通常サンプルから抽出している。

## 標本数

国レベルの標本を抽出したほとんどの国では、対象となった実際の聴取り数は2,000件であった。既述のように、ほとんどのEU加盟国の標本は、比較的大きな国レベルの部分(対象数は1,200件)と、比較的小さな主要都市の部分(対象数は800件)とに区分された。国レベルの比率を算定する目的のためには、重み付け処理を通じて、主要都市の下位標本が適正な比率で国レベルの標本に加えられた。ルクセンブルクとエストニアを除き、標本数は2,000件かそれ以上である。ルクセンブルク、エストニア、ブルガリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェーの主要都市では、追加的聴取りは行われなかった。

ブルガリア、ノルウェー、エストニアの主要都市の標本は、既定の国レベルの標本の中から抽出され、各々400~500件の聴取りが行われた。シドニー市の標本はオーストラリアの大規模な国内標本の中から抽出され、結果として1,491件となった。ワルシャワでは、国レベルの調査が終わった翌年の2005年に別個の調査が実施された。フィンランドの調査には、前述のように、携帯電話の所有者のうち固定電話で接触できない人々に対する500件の追加聴取りが含まれている。その他の国/都市の標本数は概して2,000件であった。例外的な標本数は、マプト(モザンビーク)の993件から、イスタンブール(トルコ)の1,241件、ポーランドの5,000件、オーストラリアの7,000件、リマ(ペルー)の7,011件にまで及んでいる。付録1は、各調査の標本数と主要都市での下位標本(存在する場合)の件数を示している。標本調査の結果は、当然ながら標本抽出誤差を受けやすい。信頼区間の問題については「2いずれかの一般被害による犯罪被害」及び付録3で述べた。

## 回答率

一般に、回答率はどんな調査でも常に関心事項となる。残念ながら、欧州やアメリカでのCATIベースの調査では、一般に回答率が低い傾向がある(Catalano, 2007)。その主な理由は、聴取りに対する煩雑感と、望まない電話の受信を制限する自動応答装置の使用により拒否される件数が増えた点にあると思われる。欧州ギャラップ社が実施するCATI調査では、協力を増やすための措置がいくつか講じられている。欧州ギャラップ社がEU域内で実施する調査の場合、いわゆる7+7呼び出し方式が期間を延長して適用された。各々の電話番号での呼び出しは最初の接触を成立させるまでに(電話回線が話し中である、または応答がなかった場合)少なくとも7回行われ、またその世帯内の適切な回答者(最初は穏やかに拒否していた回答者を含む。)との接触を成立させるまでに最高7回まで呼び出しを繰り返した。在宅時間が少ない人に対してより柔軟なスケジュールで接触できるよう、現場での作業時間は延長された。

EU内で達成された回答率は、ルクセンブルクの36.9%からフィンランドの56.9%(有線電話のみ)まで幅があり、RDDが適用された15か国全体での平均は46.3%であった。



**表29 国際犯罪被害実態調査の適用範囲－国際犯罪被害実態調査に少なくとも1回参加した国（2005年調査の参加国はイタリック体で表示）**  
**1989～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\***

国（都市）	国レベル	都市	国（都市）	国レベル	都市
アフリカ			西及び中央ヨーロッパ		
ボツワナ（ガボン）	•		オーストリア（ウィーン）*	•	•
エジプト（カイロ）	•		ベルギー（ブリュッセル）*	•	•
レソト（マセル）	•		チェコ（プラハ）		•
モザンビーク（マプト）	•		デンマーク（コペンハーゲン）*	•	•
ナミビア（ウイントフーク）	•		イングランド及びウェールズ（ロンドン）*	•	•
ナイジェリア（ラゴス）	•		エストニア（タリン）**	•	•
南アフリカ（ヨハネスブルク）	•		フィンランド（ヘルシンキ）*	•	•
スワジランド（ムババネ）	•		フランス（パリ）*	•	•
タンザニア（ダルエスサラーム）	•		ドイツ（ベルリン）*	•	•
チュニジア（チュニス）	•		ハンガリー（ブダペスト）* **	•	•
ラテンアメリカ			アイスランド（レイキャビク）**	•	•
アルゼンチン（ブエノスアイレス）	•		アイルランド（ダブリン）*	•	•
ボリビア（ラパス）	•		イタリア（ローマ）*	•	•
ブラジル（リオデジャネイロ+サンパウロ）	•		ラトビア（リガ）		•
コロンビア（ボゴタ）	•		リトアニア（ビリニュス）		•
コスタリカ（サンホセ）	•	•	ルクセンブルク*	•	
メキシコ	•		マルタ	•	
パナマ（パナマシティ）	•		オランダ（アムステルダム）*	•	•
パラグアイ（アスンシオン）	•		北アイルランド（ベルファスト）	•	•
ペルー（リマ）	•		ノルウェー**	•	•
アジア			ポーランド（ワルシャワ）***	•	
アゼルバイジャン（バクー）	•		ポルトガル（リスボン）*	•	•
中国（北京）	•		スコットランド（エジンバラ）	•	•
キルギスタン（ビシケク）	•		スロバキア（ブラチスラバ）		•
香港（中国特別行政区）	•	•	スロベニア（リュブリャナ）		•
インド（ムンバイ）	•		スペイン（マドリード）*	•	•
インドネシア（ジャカルタ）	•		スウェーデン（ストックホルム）*	•	•
日本	•		スイス（チューリッヒ）	•	•
カンボジア（プノンペン）	•		トルコ（イスタンブール）	•	•
韓国（ソウル）	•		南東ヨーロッパ		
モンゴル（ウランバートル）	•		アルバニア（ティラナ）		•
フィリピン（マニラ）	•		ブルガリア（ソフィア）**	•	
バブアニューギニア	•		クロアチア（ザグレブ）		•
北アメリカ			グルジア（トビリシ）	•	
カナダ	•	•	マケドニア（スコピエ）		•
アメリカ（ニューヨーク）	•	•	ルーマニア（ブカレスト）		•
オセアニア			ユーゴスラビア（ベオグラード）		•
オーストラリア（シドニー）	•	•	東ヨーロッパ		
ニュージーランド	•		ベラルーシ（ミンスク）		•
			ロシア（モスクワ）		•
			ウクライナ（キエフ）		•

\* 出典:European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

\*\* 首都(あるいは主要都市)においては、サンプルの追加は行っていない。都市に関するデータは、通常(国レベルの)サンプルから抽出している。

\*\*\* ワルシャワに関しては、別に調査がされているので、2004年においては国レベルの調査ではない。

全体の回答率は、再呼び出しを行わなかった1989年の初回調査時に到達した水準をやや上回ったものの、後続の3回の調査で到達した水準には及んでいない (Van Kesteren,

Mayhew, Nieuwbeerta, 2000を参照)。すべての国レベルの調査の平均回答率は51%である。回答率が最も低かったのは、ノルウェー（33%）とアメリカ（27%）であった。各調査の回答率に関する詳細は、付録1に掲載した。

回答率が低い場合には、首尾よく聴取りできた回答者が、協力を拒否したり、接触できなかったりした回答者とどの程度異なる人々かという問題が生じる。このことと関連するのは、回答率のばらつきが、国際比較の可能性をどの程度損なうかという問題である。この問題は単純ではない。低い回答率が被害件数に偏りを生じさせる可能性があることは確かだが、偏りが生じる方向は、低い回答率が発生した理由によって異なりうる。例えば、低い回答率が高い非接触率によるものである場合は、被害を受けやすい人が除外される。なぜなら、彼らは居住形態が不安定であるか、又は単純に外出時間が長いからである。そのため、被害者は標本の中で過小に扱われており、非接触率の高い国の被害危険性が過小評価される効果をもたらすことになる。外出時間が長い生活スタイルの人々に対する、過小な扱いは、電話聴取りや対面面接のために、対象者を居住場所において調査することに依存する標本抽出方式を用いたすべての調査にとって、一つの問題である。この観点から見れば、ほとんどすべての調査はこの因子の影響をある程度受けており、したがって被害率の幾分か低下をもたらしているおそれがあると想定するのが適当であると思われる。一定の調査対象者に対する過小な扱いは、対面面接のために、社会的な底辺層（スラム地域など正式な住居に住んでいない人々）と接触するのが困難な発展途上国では、より大きな問題となるだろう。この因子は、発展途上国の被害率の把握を低下させた可能性がある（Kury, Obergfell-Fuchs, Wurger, 2001）<sup>30</sup>。このことが実際に該当するか否か、またどの程度該当するかを確認する方法はない。この問題が一部の発展途上国の被害率の国際的な比較の可能性を損ねているおそれはあるが、経年的な変化に関して、調査の結果が影響を受けた可能性は少ないと思われる。なぜなら、先進国で繰り返されてきた国際犯罪被害実態調査の結果から見ると、「接触不能な人々」の比率は経年的にほぼ一定であると推定されるので、これらの人たちを除外した数値としては経年変化比較に用いることができるからである。

今回の調査では、非回答は概して穏やかな拒否によって生じている。近年のCATIベースの調査における回答率の低下は、主に聴取りに対する煩雑感によって引き起こされており、電話を受信しようとしなない回答者や話題に関わらず聴取りを拒否する回答者は増え続けている。回答率の低下が、自宅で接触できない回答者の比率の上昇によって起きている可能

30 発展途上国で実施される調査での低い回答率は、安全のため屏とガードマンによって外界から隔てられた居住区域内に住む回答者への近づきやすさが低下したことによっても引き起こされるおそれがある。この下位グループの防護された生活様式は、平均被害率を引き下げられるかもしれない。二つの形態の非接触（外出の多い生活スタイルによる接触不能と防護された住居への近づきにくさによる接触不能）が被害推定値に及ぼす効果は、互いに相殺し合っていることも考えられる。

性は少ないと思われる。穏やかに拒否する人が増え続けている現在の傾向は、回答率の低い調査が「言いたいことの多い」人々を選び出している（拒否する人々は「言いたいことが少ない」）かもしれないという懸念を生む。この観点から見ると、回答した被害者は母集団から見て過大に代表されており、拒否率の高い国の被害の危険性が、回答状態の良い国に比べ過大評価される効果があることになるだろう。初期に実施した国際犯罪被害実態調査における経験から、聴取りを受けた者の中で最初のうち聴取りを拒否していた人は、有意な程度ではないもののやや低めの被害率を示しており、その理由は「話すべきことが少ない」ためであったとの指摘がなされている。（Mayhew, Van Dijk, 1997）<sup>31</sup>。

欧州犯罪・安全実態調査の枠内では、既述のように、欧州ギャラップ社は2005年の同調査において、世帯との最初の接触の後に最高7回まで回答者への呼び出しを繰り返した。穏やかに拒否された場合には、その後さらに接触が試みられた。一連のデータの中には、回答者と接触するためになされた試行の回数に関する情報が含まれている。この情報により、接触するまでの試行回数が異なる回答者の項目別被害率など、回答の様々なパターンを分析することができる。

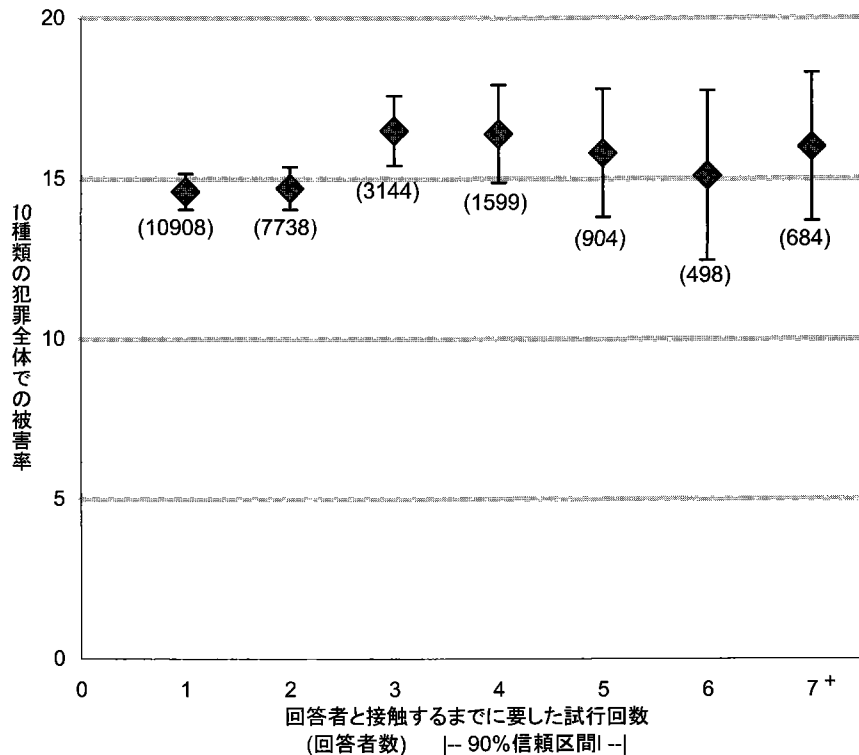
図30は、回答者と接触するために必要だった試行回数と、回答された被害との間に統計的に有意な関係はないことを示している。最初の試行で接触できた回答者のうち、1件以上の被害を受けたと回答したのは15%であった。7回以上の試行で接触できた回答者のうち、被害を受けたと回答したのは16%であった。結果には犯罪の種類別の被害に関する情報も含まれている。仮に最初の試行で接触できた回答者だけが聴取りを受けていたとしても、全体の被害率も犯罪別の被害率も今の結果と同じだったであろう。試行回数と回答された被害率との間に関係がないという事実から見て、最近の調査での回答率の低下により自分の受けた被害について「話したい」人々の比率が高くなったことで、被害率を上昇させたということは考えにくい。非回答の増加は、何よりもまず、ランダムに広がっている聴取りに対する煩雑感の因子によって決まってくると考えられる<sup>32</sup>。

拒否と非接触の区別の問題はさておき、回答率と被害率との考えられる体系的関係に関する一つの国際的規模の追加的検定として、第3回国際犯罪被害実態調査後に利用できた

31 1996年の英国犯罪被害実態調査の中で行われた検証によれば、聴取りを受けたくないと答えた人は、過去1年間の被害の程度について非常に短い回答をするよう聴取担当者に強いられていた。こうした「粗雑な」被害率と、聴取りに合意した回答者の被害率とを比較した結果は、一貫性のある差異を示していなかった（Lynn, 1997）。

32 オランダ社会文化計画局（Dutch Planning Agency for Social and Cultural Affairs）の社会的意見に関する年2回の主調査で最近行われた非回答に関する分析の結果は、最初に聴取りを拒否した人々が他の回答者と変わらない結果を出したことで、彼らを標本に含めても結果は変わらないことを示している（Verhagen, 2007）。聴取りのための接触ができなかったそれよりずっと小さなグループは、残りの人々より若く、教育水準が高いことが判明したが、彼らを含めても再度重み付けした結果はやはり変わらなかった。

図30 2005年欧州犯罪・安全実態調査の14の調査結果に基づく回答者と接触するまでに要した試行回数と10種類の犯罪全体での被害率



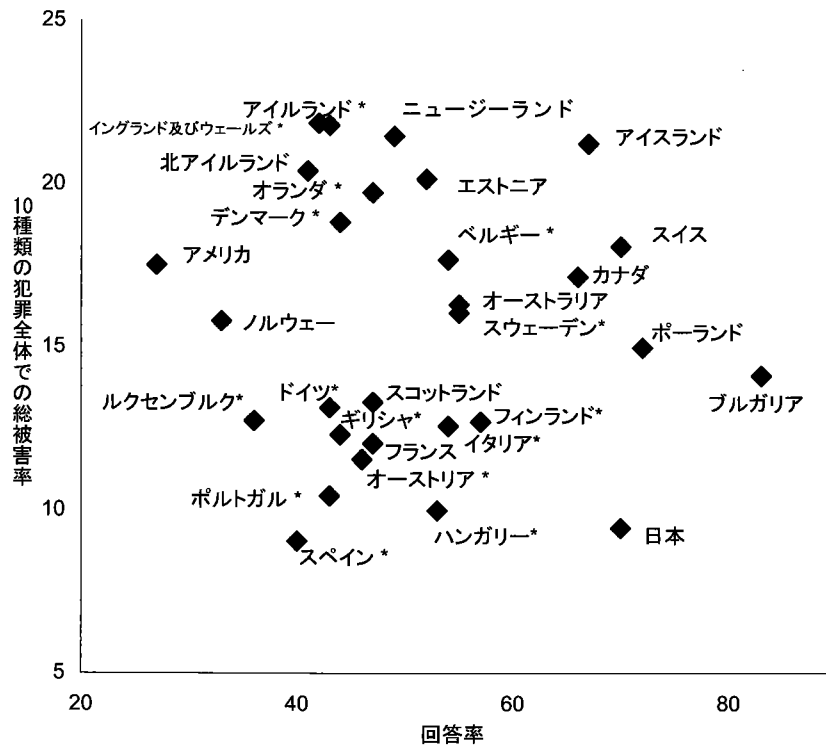
出典: Gallup Europe, 2005

28の国レベルの調査結果における総回答率と総被害率との相関関係を調べた。回答率と総被害率との間には関係がないことが判明した ( $r=0.04$ ;  $n=28$ ) (Mayhew, Van Dijk, 1997)。

私たちは、以前の調査より回答率により大きな幅が見られた第5回国際犯罪被害実態調査のデータを用いて、この検定を繰り返してみた。図31を見ると、回答率と総被害率との間に関係がないことが明白であり ( $r=0.04$ ;  $n=30$ )、前回の否定的結果が完全に再確認された。国際犯罪被害実態調査のデータセットにおいて、国ごとの回答率と回答された被害率との間に直接的な関連は存在しない。理論的に言えば、回答率と被害率との関係が、回答と被害の両方に関連する外部因子によって抑制される可能性はある。国際犯罪被害実態調査データのこれまでの分析結果は、都市化の程度、年齢構成（若者の比率）、及び（より不明瞭ではあるが）1人当たり国内総生産が、被害の総水準の強力な予測因子であることを示してきた (Van Dijk, 1999)。回答率と被害率との可能な潜在的関係について調べるため、都市化、年齢構成、1人当たり国内総生産及び回答率を説明変数とし、総被害を目的変数として、重回帰分析が行った。表30はその結果を示している。

回帰分析の結果は、総被害の最も強力な予測因子が都市化の程度であることを示している。より強力でない予測因子は、年齢構成と1人当たり国内総生産である。三つの予測因

図31 各国の回答率(%)と総被害(1年間被害率%)の関係図  
2004~2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査



\* 出典: van Dijk, J.J.M., Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU, A Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (2005 EU ICS). Brussels, Gallup Europe.

子を合わせることにより、被害率の差異の約3分の1を説明できる(重回帰係数は0.50)。また、これら三つの説明変数について調整した後にも、回答率は依然として被害率とは無関係のままである(Beta=0.14)。

表30 回答率と3つの犯罪関連の予測因子(年齢構成, 都市人口比, 1人当たり国内総生産)を説明変数にした場合の総被害に関する回帰分析の結果

	標準化されていない係数		標準化された係数		
	B	Std. Error	Beta	t	Sig.
(定数)	-12.66	11.48		-1.10	0.28
年齢構成	0.60	0.35	0.40	1.71	0.10
都市人口比	0.16	0.08	0.43	2.05	0.05
1人当たり国内総生産	0.09	0.10	0.21	0.87	0.39
回答率	0.04	0.06	0.14	0.68	0.50

この横断的分析の結果は、「話したい」回答者という仮説に根拠を与えるものではない。経年変化データは、聴取り拒否者の増加により被害率が高まるということも示唆していない。もし「話したい」回答者の仮説が正しいなら、第5回調査では、回答率が有意に低下したことにより、全般的に被害率がより高くなっていたはずであるが、後述するように、

結果は、ほぼすべての国で犯罪の有意な減少を示している。この結果は、「話したい」回答者の仮説と明らかに矛盾している。

ただし、回答の効果は異なる国では異なる意味を持つ(したがってある国では回答率の低さが他国とは異なる仕方で被害件数に影響する。)という可能性を排除することはできない。とはいえ、現時点での証拠は、回答率が比較的低い国であるという事実が、他国や以前の調査結果と比べて、被害件数を増加させることも減少させることもなかったことを示している。

### 回答の誤差 (response error)

犯罪調査は、様々な回答の誤差を受けやすい。

第1に、一定の(例えばより教育水準の高い)グループは、記憶力に優れ、小さな暴力事件についても回答するように見える(Lynch, 2006)。

第2に、一部の人々は、ある事件が調査対象である犯罪に該当するものであることに気づかないか、又はある種の事件や知人を巻き込んだ事件について部外者には話したがるかもしれない。いずれにせよ、国際犯罪被害実態調査では、回答者が聴取り担当者に打ち明ける用意のある犯罪を測定することしかできない。ほとんどの国では、回答者がプロジェクトに関する追加情報を入手できる案内用の電話番号が知らされていた。2000年調査で若干の国のこうした案内用番号にかかってきた電話の内容から、我々は自宅の防犯対策に関する項目が質問票の中で最もセンシティブな問題であると考えることができる。一般的な予想とは逆に、性的事件に関する質問が、調査実施上、多くの障害をもたらすことはなかった。

第3に、回答者は重大性の低い事件を単純に回答し忘れるかもしれない、あるいは問われている期間よりも前に起きたより重大な事件を「近い過去のことに変更する」かもしれない。すでに説明したように、国際犯罪被害実態調査では、初めに先ず過去5年間の経験について質問することにより、こうした時間上の変更効果が縮小されているはずである。回答の誤差が国の違いを超えて一定であるか否かを知る方法はない。些細な犯罪事件を忘れやすいという傾向は、目立った事件の「近い過去への変更」と同様に、比較的普遍的な現象かもしれない。質問に対する幾つかの類型的な反応力(response productivity)の違いも、少なくとも西洋先進国内では一定しているだろう。しかし、回答者が被害について聴取担当者に進んで話そうとする意志が国によって異なるか否かという点については、おそらくさらに疑問が生じるだろう。文化的な敏感さが一番現れる対象は、おそらくある種の暴力、とりわけ性的事件であろう。また、特定の行為を犯罪と考える文化的基準についても、国によって回答者は違う見方をしている可能性がある。主要都市全体の範囲内では、共通の文化的・法的背景や市場の国際化やマスメディアの情報により、都市の環境下で起きるほとんどの従来型犯罪についてかなり普遍的な定義がなされていると楽観的に結論す

る人もいるだろう。確かに、国際犯罪被害実態調査の結果は、都市部の被害者が質問対象となった多様な種類の犯罪の相対的重大度について、極めて似かよった見方をしていることを示している（Van Dijk, 1999; Van Kesteren, Mayhew, Nieuwbeerta, 2000）。

以前の国際犯罪被害実態調査では、例外もあったものの、現地調査は概して年初の3か月間に実施されていた。今回の調査では、欧州内の現地調査は2005年1～2月に予定されていた。外部的要因により、ほとんどのEU加盟国の現地調査が始まったのは、2005年5/6月以降となった。聴取りが延期されたことは、先に論じたフィンランドにおける若年層の過小な標本抽出以外にも、特殊な問題を引き起こしたおそれがある。現地調査の遅延は、聴取りが最も遅い時期に実施された国では、結果的に、重大性の低い事件に関するより多くの記憶の喪失と重大な事件に関する記憶の近い過去への変更をもたらしたかもしれない。この因子は、それらの国において2004年の被害率を低下させ、それにより1年間の被害率の比較可能性を損なう結果になったかもしれない。こうした効果の程度について評価するため、回答パターンの集中的分析が行われた。その結果は、記憶の喪失や近い過去への変更により大きな歪曲が起きたと見なせる根拠を示してはいない<sup>33</sup>。近い過去への変更効果に関する詳細な分析については、EUの結果に関する欧州ギャラップ社の報告書を参照されたい（Hideg & Manchin, 2007）。

## 重み付け

ここに掲載した様々な結果は、性別、地域別人口分布、年齢、世帯構成等の点で標本が16歳以上の国内人口をできる限り代表したものとなるよう重み付けられたデータに基づいている。1次標本の母集団内の特定グループの過大及び過小標本抽出を補正するため、以下の重み付け処理を行った。

— 2段階標本抽出（世帯の無作為抽出とその世帯内の個人の無作為抽出）は、小（単身世帯）から抽出した人は過大代表され、大世帯から抽出された人は過小代表されていることを意味している。この点を補正するために、加重変数を適用した。

33 犯罪率が一定（もしくは低下）している状況下では、2005年の前半6か月間の被害率は、2004年の被害率の半分を超えないはずである。2005年の比較的高い被害率は、それ以前に起きた事件が2005年の出来事として変更され、かつ／又は、2004年に起きた些細な事件が全く忘れられていたことを意味している可能性がある。こうした近い過去への変更や記憶の喪失による歪曲可能性を補正するため、今年（2005年）の初期に位置づけられた被害が、基準年（2004年）に位置づけられた被害に追加され、両年の総月数（たとえば18）で除された。この平均月間被害率を用いて、2004年の全EU加盟国の補正済み被害率が算定された。もしも補正済み比率が2004年のみ比率より有意に高ければ、近い過去への変更や記憶の喪失が起きていた可能性がある。結果は、ギリシアとスペインの2か国でのみ、被害全体での補正済み比率が元の比率より2%以上高くなっていた。この結果は、近い過去への変更や記憶の喪失という考えられる効果が、ごく限定的な影響しか及ぼさなかったことを示唆している。

— 1次総合標本に含まれる主要都市住民の過大標本抽出を補正するために、重み付けが行われた。

— センサスデータに基づく国内の年齢・性別・地域上の分布と調和した標本をもたらすために、重み付けが行われた。例えば、若年者は聴取りのための接触がより難しく、したがって概して過小代表されていることが知られているため、この点を補正するために加重変数を適用した。

本報告書では、世帯加重値ではなく個人加重値が採用され、また各国は平均値の算定において同一の加重値を適用した。後者を適用した結果、より大きな国の平均被害率では重み付けが過小になっている。これらの選択をしたのは、1989年、1992年、1996年及び2000年の国際犯罪被害実態調査の公表結果との比較可能性を保つためである。重み付け処理に関する詳細は、第1部の付録4に収録したほか、携帯電話のみの使用者に関するフィンランドでの再検証については、それに関する専門的報告書を参照されたい（Hideg, Manchin, 2007）。

## 標本数

欧州犯罪・安全実態調査<sup>34</sup>は、1,200件の国レベルの無作為抽出標本と800件の首都の追加標本からなる。同調査の報告書では、国の標本が2,000件になるような方法で加重変数が算定されている。この調査との一貫性を保つため、第1部においても、この方法を同調査の参加国に関して採用した。

ちなみに、もう一つの代替的な方法は、追加標本の重みを減らして最初の国レベルの標本に加え、ほとんどの同調査参加国の標本数が1,200件になるように調整するやり方である。この重み付けの方法は、国レベルの被害率を変化させることはないが、誤差の範囲を拡大し、その結果、90%の信頼区間は約1.3倍に広がる結果となる。付録4では、標本数を1,200件とした場合の欧州犯罪・安全実態調査参加国における誤差範囲を、標本数を2,000件とした場合との比較において示した。欧州犯罪・安全実態調査報告書で示されている被害率の差は、この加重変数を用いるか否かという、どちらの方法に従っても統計的に有意である。

## 計数規則と欠損値

もう一つの種類の差異は、データ分析で選択されている方法、特に欠損値の処理において選択されている方法から来るものである。研究者はみな、欠損値を分析に加えるか否か

34 ルクセンブルクの場合以外に、フィンランドは追加的な500件の「携帯電話のみを使用する」回答者の標本を有していた。



の選択に関して、各自の好みと論拠を持っている。国際犯罪被害実態調査のデータベースでは、比較可能性という目的のために、何年にもわたって次の方針を維持してきた。

一 構造的な欠損値は、論理的関連性のない質問に対する回答に見られる。例えば、特定の犯罪の被害者になったことがない回答者は、警察への通報に関する質問には答えることができない。そこで、本報告書で言及されている比率はすべて、回答者に実際に尋ねた質問に基づいており、構造的な欠損値は無視した。

一 車両犯罪の場合、被害率は、回答者全体か、又は所有者のみを全体とした数値である。被害率が非所有者を含む全体ベースのものか、それとも所有者ベースのものかは、常に明示した。

一 調査の大部分では、性的事件に関する質問は女性回答者に対してのみ採用されている。ここでは男性回答者からの回答を除外した。

一 「知らない」及び「回答拒否」は、「ユーザー定義の欠損値 (user defined missings)」に該当する。これまでの国際犯罪被害実態調査を通じ、主要な結果は、ユーザー定義の欠損値を含む百分率ベースで計算された比率に基づいている。

## 付録1 第5回調査の対象国・地域・都市・調査年・標本数

### 最新調査の参加国・調査年・データを利用できる首都（主要都市）・標本数・回答率 2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*

国	調査年	標本数 (国)	主要都市 (首都)	標本数 (都市)	回答率
アルゼンチン	2004		ブエノスアイレス	2126	58
オーストラリア	2004	7001	シドニー	1491	55
オーストリア*	2005	2004	ウィーン	1133	46
ベルギー*	2005	2014	ブリュッセル	879	55
ブラジル	2002		リオデジャネイロ	700	
ブラジル	2002		サンパウロ	700	
ブルガリア	2004	1100			83
カンボジア	2001		プノンペン	1245	96
カナダ	2004	2000			62
デンマーク*	2005	1984	コペンハーゲン	1053	44
イングランド及びウェールズ*	2005	1775	ロンドン	874	43

国	調査年	標本数(国)	主要都市(首都)	標本数(都市)	回答率
エストニア	2004	1678	タリン	489	52
フィンランド*	2005	2500	ヘルシンキ	902	57
フランス*	2005	2016	パリ	730	47
ドイツ*	2005	2025	ベルリン	815	43
ギリシャ*	2005	2020	アテネ	1073	44
ハンガリー*	2005	2103	ブダペスト	1105	53
香港(中国特別行政区)	2005		香港	2283	49
アイスランド	2005	1909	レイキャビク	717	67
アイルランド*	2005	2003	ダブリン	1156	42
イタリア*	2005	2023	ローマ	858	54
日本	2004	2086			70
ルクセンブルク*	2005	800			36
メキシコ	2004	2116			
モザンビーク	2002		マプト	993	na
オランダ*	2005	2010	アムステルダム	772	46
ニュージーランド	2004	2000			49
北アイルランド	2005	2002	ベルファスト	965	41
ノルウェー	2004	3996			33
ペルー	2005		リマ	7001	>95
ポーランド	2004	5013			72
ポルトガル*	2005	2011	リスボン	1020	43
スコットランド	2005	2010	エジンバラ	923	46
南アフリカ共和国	2004		ヨハネスブルク	1500	
スペイン*	2005	2034	マドリード	927	40
スウェーデン*	2005	2012	ストックホルム	1114	55
スイス	2005	3898	チューリッヒ	483	70
トルコ	2005		イスタンブール	1241	45
英国*	2005	2004	ロンドン	874	43
アメリカ	2004	2011	ニューヨーク	1010	27

\* The Burden of Crime in the EU. Research Report: A comparative Analysis of the EU International Crime Survey (EU-ICS 2005). Gallup Europe, Brussels

## 付録2 2001～2005年国際犯罪被害実態調査及び2005年欧州犯罪・安全実態調査\*における各国の調査方法等の概要

### ●アルゼンチン

- 調査実施地域： ブエノスアイレス及び周辺地域
- 調査方法： 対面方式
- 標本抽出法： 3段階層化標本。Ciudad Autónoma de Buenos Aires（ブエノスアイレス自治市）のデータを用いた。
- 出資者： Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación（アルゼンチン法務・人権省）
- 現地作業： Departamento de Investigaciones, Dirección Nacional de Política Criminal, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación
- 主任調査官： Mariano Ciafardini & Daniel Fernández - de Investigaciones, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación
- 刊行： Ciafardini, M. & Fernández, D. R. , 2004, *Estudio de Victimización en la Ciudad Autónoma de Buenos Aires*. Departamento de Investigaciones, Dirección Nacional e Política Criminal, Ministerio de Justicia y Derechos Humanos de la Nación. [www.polcrim.jus.gov.ar](http://www.polcrim.jus.gov.ar)よりダウンロード可能。

### ●オーストラリア

- 調査実施地域： 移民及び移民2世を追加標本に用いた全国調査
- 調査方法： CATI
- 標本抽出法： ランダム・デジタル・ダイアリング——全国調査からシドニーのデータを取る。移民及び移民2世の追加回答者は重みが下げられている。
- 出資者： オーストラリア法務省及びオーストラリア移民・多文化・先住民問題省
- 現地作業： Social research Centre, Canberra
- 刊行： Challice, G. & Johnson, H. , 2005, *Crime victimisation in Australia: key results of the 2004 International Crime Victimization Survey*. Research and public policy series No. 64. Canberra: Australian Institute of Criminology. 本報告書と方法論に関する二つの報告書は、[www.aic.gov.au](http://www.aic.gov.au)からダウンロード可能。

## ●ブラジル

- 調査実施地域： 複数の都市  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： ランダム標本，市内の行政区域によって層化——サンパウロとリオデジャネイロのデータを抽出  
出資者： Llanud, FIA - USP, Gabinete de Segurança Institucional, Sao Paulo  
現地作業： Llanud, FIA - USP, Gabinete de Segurança Institucional, Sao Paulo  
刊行： Kahn, T., Besen, J. & Batista Costódia, R., 2002, *Pesquisa de Vitimização 2002 e avaliação do PIAPS*. Sao Paulo, Llanud, FIA - USP, Gabinete de Segurança Institucional

## ●ブルガリア

- 調査実施地域： 全国調査  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： 2段階ランダム・ルート・標本  
出資者： Centre for the Study of Democracy（民主主義研究センター）  
現地作業： CSD's market research agency Vitosha Research（VR）  
刊行： Tihomir Bezlov & Philip Gounev, 2005, *Crime Trends in Bulgaria: Police Statistics and Victimisation Surveys*. Centre for the Study of Democracy, Sofia

## ●カンボジア

- 調査実施地域： プノンペン及びカンボジア平原  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： プノンペンの場合：ランダム化 [年齢と性別で層化] ——首都のデータを使用  
出資者： Australian Agency for International Development（オーストラリア国際開発庁 = AusAID）  
現地作業： 特別チーム及び国家警察犯罪学局の警察官  
主任調査官： Roderic Broadhurst - School of Justice Studies - Queensland University of Technology（クイーンズランド工科大学司法研究大学院）／Hong Centre for Criminology; Centre for Social Sciences, Hong Kong  
刊行： Bradley, R. & Broadhurst, R. G., 2002, *International Crime Victimisation Survey Cambodia: Interim Report*. Royal government

of Cambodia and Cambodian Criminal Justice Assistance Project.

●カナダ

調査実施地域： 全国調査  
 調査方法： CATI  
 標本抽出法： 電話番号の全国ランダム・ダイアリング  
 出資者： カナダ法務省  
 現地作業： Leger Marketing, Motreal

●エストニア

調査実施地域： 全国調査  
 調査方法： 対面方式  
 標本抽出法： 2段階層化標本，また，首都は抽出  
 出資者： 法務省，内務省  
 現地作業： Turu-uuringute AS – GFK Ad Hoc Research Worldwide  
 主任調査官： Andri Ahven – 法務省，タリン  
 刊行： Saar, J., Markina, A., Oole, K., Rešetnikova, A., 2005, *Rahvusvaheline kuriteoohvrite uuring Eestis 2004*. Tartu Ülikooli Õigusinstituut, Justiitsministeerium, Siseministeerium. Tallinn. (英語の要約付き) [www.just.ee](http://www.just.ee)からダウンロード可能。

●香港（中国特別行政区）

調査実施地域： 主要都市調査  
 調査方法： CATI  
 標本抽出法： 地区レベルで層化したランダム化電話選択  
 出資者： 香港大学——社会科学研究センター  
 現地作業： 香港大学——社会科学研究センター，マイクロソフトから寄付金  
 主任調査官： Roderic Broadhurst – クイーンズランド工科大学，ブリスベーン，John Bacon Shone, Lena Yue Ying Zhong, Kent Wong Lee – 香港大学社会科学研究センター  
 刊行： Broadhurst R. G., Lee, K. W., Bacon-Shone, J. & Zhong, Y. Y., 2006, *Preliminary Report of the International Crime Victimisation Survey*, 2005. 香港大学社会科学研究センター

## ●アイスランド

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： CATI
- 標本抽出法： 国民登録からのランダム標本レイキャビクのデータを抽出
- 出資者： The Icelandic Centre for Research - National Commissioner of the Icelandic Police - University of Iceland（アイスランド大学）- 司法省
- 現地作業： Capacent Gallup
- 主任調査官： Helgi Gunnlaugson, University of Iceland and Rannveig Thorisdottir, National Commissioner of the Icelandic Police
- 刊行： Gunnlaugson, H. & Thorisdottir, R., 2005, *Brotáþolar, lögreglan og öryggi borgaranna*（犯罪被害者、警察及び治安），Reykjavik: University of Iceland Press

## ●日本

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： 対面方式
- 標本抽出法： 層化2段階無作為抽出法  
209市町村（町の規模で層化）において、住民基本台帳から無作為抽出した個人に対して調査実施。
- 出資者： 法務省（日本政府）
- 現地作業： 法務省から委託された日本の調査会社
- 刊行： 法務省法務総合研究所研究部，2005，『第2回犯罪被害実態調査』，研究部報告29，法務省。

## ●メキシコ

- 調査実施地域： 全国調査
- 調査方法： 対面方式
- 標本抽出法： 層化（社会経済的特徴による）標本，年齢18歳以上
- 出資者： de la empresa Consulta Mitoşfky, certificada en ESIMM y pertenece a la World Association for Public Opinion Research (WAPOR = 世界世論調査学会)
- 主任調査官： Luis de Barreda - ICESI, Mexico City

## ●モザンビーク

- 調査実施地域： 複数の都市

調査方法： 対面方式  
 標本抽出法： 市の行政区画により層化。首都のデータを使用  
 出資者： モザンビーク共和国内務省  
 現地作業： Centre for population Studies, Eduardo Mondlane University  
 刊行： Alvazzi del Frate, A., Bule, J., Kesteren, J. van, 2003, *Strategic Plan of the Police of the Republic of Mozambique. Results of surveys on victimisation and police performance.* UNICRI, Turin

●ニュージーランド

調査実施地域： 全国調査  
 調査方法： CATI  
 標本抽出法： 地方自治体の区域による割当法  
 出資者： 法務省, ウェリントン  
 現地作業： Gravitas Research and Strategy Limited, Auckland

●北アイルランド

調査実施地域： 中心都市に追加標本を用いた全地域調査  
 調査方法： CATI  
 標本抽出法： ランダム・デジタル・ダイアリングによる標本抽出  
 出資者： 英国政府北アイルランド省  
 現地作業： Gallup - Europe, Brussels

●ノルウェー

調査実施地域： 全国調査  
 調査方法： CATI  
 標本抽出法： スプリット標本： 加入者のデータ群（固定回線）から無作為抽出、携帯電話にランダム・ダイアリング  
 出資者： 法務警察省  
 現地作業： NORSTAT  
 主任調査官： Leif Petter Olausen - Institute of Criminology and Sociology of Law, University of Oslo  
 刊行： Olausen, L. P., 2005, *Folks oppfatninger av kriminalitet og politiservice.* Rapport til Justisdepartementet.

## ●ペルー

- 調査実施地域： 複数の都市  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： 2段階層化標本（行政区域により層化），リマのデータを使用  
出資者： 米州開発銀行（IADB）  
現地作業： APOYO Opinion & Market, Lima  
主任調査官： Hugo Morales - Faculty of Psychology, San Marcos University, Lima

## ●ポーランド

- 調査実施地域： 全国（2004年），ワルシャワ（2005年）  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： 個人の標本抽出，地域及び地域内の町の規模により層化  
個人の標本抽出，ワルシャワ内の区域により層化  
出資者： 科学省 - Committee of Scientific Research（科学調査委員会）  
現地作業： TNS OBOP  
主任調査官： Beata Gruszczynska, M. Marczewski & Andrzej Siemaszko - Institute of Justice, Poland, Warsaw  
刊行： Siemaszko, A., Gruszczynska, B., Marczewski, M., Atlas Przystepczosci w Polsce, 近刊, Polish preliminary results, Institute of Justice, Poland（ポーランド中間結果，ポーランド法務研究所）

## ●南アフリカ共和国

- 調査実施地域： 大ヨハネスブルク（ヨハネスブルク治安区）  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： 層化ランダム標本抽出法  
出資者： The Bureau of Market Research, University of South Africa（南アフリカ大学市場調査研究所）  
主任調査官： Beaty Naudé & Johan Prinsloo - Institute for Criminological Sciences, University of South Africa, Pretoria（南アフリカ大学犯罪科学研究所，プレトリア）  
刊行： Naudé CMB & Prinsloo JH., 2005, The International (Victim) Survey in Johannesburg, South Africa, 2004. 未公開報告書，南アフリカ大学，プレトリア



## ●スコットランド

調査実施地域： 中心都市に追加標本を用いた全地域調査  
調査方法： CATI  
標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリングによる標本抽出  
出資者： スコットランド行政府， エジンバラ  
現地作業： Gallup - Europe  
連絡先： スコットランド行政府， エジンバラ

## ●スイス

調査実施地域： チューリッヒ及び他の3主要都市に追加標本を用いた全国調査  
調査方法： CATI  
標本抽出法： 電話番号のランダム・ダイアリング， 個人については世帯内で割当法  
出資者： Swiss National Science Foundation (SNSF=スイス国立科学財団)；  
police of Zurich, Lausanne, Berne, St. Gallen and Fribourg (チュー  
リッヒ， ローザンヌ， ベルン， ザンクトガレン， フリブール警察)  
主任調査官： Martin Killias, Sandrine Haymoz, Philippe Lamon - Universities of  
Zurich and Lausanne  
刊行： Killias, M., Haymoz, S. & Lamon. P., 2007, *Die Kriminalität in  
der Schweiz im Lichte der Opferbefragungen von 1984 bis 2005*, Bern:  
Stämpfli

## ●トルコ

調査実施地域： イスタンブール市  
調査方法： 対面方式  
標本抽出法： 2段階層化， 行政区域の標本世帯の標本  
出資者： Science and Technological Research Council of Turkey (TUBITAK=  
トルコ科学技術研究協会)  
現地作業： Istanbul Bilgi University and Frekans Field Research and Information  
Processing Company  
主任調査官： Galma Jahic - Istanbul Bilgi University and Dr. Asli Akdaş - Dogus  
University (本報告書執筆時： Istanbul Bilgi Universityにて調査中)

## ●アメリカ

調査実施地域： ニューヨーク市に追加標本を用いた全国調査  
調査方法： CATI

標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリング  
出資者： アメリカ司法省  
現地作業： Gallup

●EU -ICS 2005

調査実施地域： 首都の追加標本を伴う全国標本オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国

調査方法： CATI

標本抽出法： ランダム・ディジット・ダイアリング

出資者： 欧州委員会 - DG RTD & EU ICS consortium led by Gallup - Europe

現地作業： Gallup - Europe

刊行： Van Dijk, J.J.M. Manchin, R., van Kesteren, J.N., Hideg, G., 2007, *The Burden of Crime in the EU. Research Report: A comparative Analysis of the EU International Crime Survey (EU-ICS) 2005*. Gallup Europe, Brussels - ([www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)及び[www.intervict.nl](http://www.intervict.nl) からダウンロード可能)

### 付録3 統計的有意について

標本ベースの推計は概ね、計測される「未知の」母集団の値に近い。偏差dの大きさは、以下によって決まる。

- 標本数 (n)
- 標本中で観測される比率 (p)
- 選択された信頼度 (z)

第1部では、90%の信頼度を用いる。次ページのノモグラムは、観測された百分比と標本サイズに対する信頼度を示す。

例えば、回答者1,000人の調査で、ある質問に20%が「はい」と答えたとする。次ページの表で、横の列n=1,000、縦の行の20%の項目は、 $\delta$ が2.1%になることを示している。これは、10回に9回の確率で、真の母集団の値が17.9%から22.1%になるという意味である ( $20 \pm 2.1$ , 90%の信頼度)。したがって、真の値が22.1%より大きい可能性が5%、17.9%より小さい可能性が5%ある。別の例として、2,000人の標本の2%が昨年、ある犯罪の被害者になったとする。犯罪被害の真の水準は、2.5%から1.5% ( $2 \pm 0.5$ ) の間になる可能性が90%ある。

例えば、すべての国の平均犯罪被害率が5%のとき、2,000人の標本の個別調査の被害率が、平均値を0.8%上回るか下回る場合、90%の信頼度で統計的に有意である。また、全体の犯罪被害率が2%のとき、0.5%の差は有意である（絶対的な大きさでは、犯罪発生の頻度が下がれば、標準誤差は小さくなるが、比率でははるかに大きくなる。）。標本が1,000（例えば1,000人の女性）であれば、全体の平均被害率5%に対して1.1%以上の差があることは有意であり、平均2%の場合には0.7%の差は有意である。

90%の信頼度でdの計算に用いられる式は、  
調査母集団が有限のとき、式に以下を乗じるため、偏差dは小さくなる。

$$N - n / N - 1$$

このときNは母集団の大きさである。

## 付録3 二分データの90%信頼区間ノモグラム

標本数	観測された%										
	2	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
	98	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
25	4.6	7.2	9.9	11.8	13.2	15.2	15.1	15.7	16.1	16.4	16.5
50	3.3	5.1	7	8.3	9.3	10.7	10.7	11.1	11.4	11.6	11.6
100	2.3	3.6	4.9	5.9	6.6	7.6	7.5	7.9	8.1	8.2	8.2
200	1.6	2.5	3.5	4.2	4.7	5.4	5.3	5.6	5.7	5.8	5.8
300	1.3	2.1	2.9	3.4	3.8	4.4	4.4	4.5	4.7	4.7	4.8
400	1.2	1.8	2.5	2.9	3.3	3.8	3.8	3.9	4	4.1	4.1
500	1	1.6	2.2	2.6	2.9	3.4	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7
600	0.9	1.5	2	2.4	2.7	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4
700	0.9	1.4	1.9	2.2	2.5	2.9	2.9	3	3	3.1	3.1
800	0.8	1.3	1.7	2.1	2.3	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9
900	0.8	1.2	1.6	2	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7
1,000	0.7	1.1	1.6	1.9	2.1	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6
1,200	0.7	1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4
1,400	0.6	1	1.3	1.6	1.8	2	2	2.1	2.2	2.2	2.2
1,600	0.6	0.9	1.2	1.5	1.6	1.9	1.9	2	2	2	2.1
1,800	0.5	0.8	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
2,000	0.5	0.8	1.1	1.3	1.5	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
3,000	0.4	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
4,000	0.4	0.6	0.8	0.9	1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
6,000	0.3	0.5	0.6	0.8	0.8	1	1	1	1	1.1	1.1
8,000	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
10,000	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
20,000	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
30,000	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
40,000	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

## 付録4 重み付け処理の概要

### 1 重み付けの必要性

ランダムに選んだ任意の世帯の中で、ランダムに選ばれた16歳以上の回答者1人だけが、聴取りを受けた。選ばれた回答者に対し、世帯の他のメンバーが代わることは認められなかった。この処理は質の高い標本を保証し、世帯の中で最も協力的な回答者が聴取りを受けるといった割当法の弱点を解消する。

異なったサイズの世帯の人々は聴取対象に選ばれる確率が異なり、これを修正して「個人」の代表標本を得るため、重み付け処理が必要になる。例えば、16歳以上の者が5人で構成する1世帯では、その中のある者が聴取対象に選ばれる確率は5分の1にすぎない。このような大きな世帯では、選ばれた聴取対象者の回答は、重みを引き上げる必要がある。そうしなければ、小さい世帯からの回答者が過度に代表することになる。結果の重み付けは、異なるサイズの世帯の人数に、母集団中の割合に応じて適切に重みを与えることで行った。

世帯を個人に置き換える操作が重み付けによって行われた点を除くと、修正は、標本が性別、年齢、地域分布を可能な限り代表するように行われた。

### 2 方法

それぞれの国で、異なるサイズの世帯に構成員が何人いるのかについて、最も新しい統計を参照用に用いた。重み付け処理のために利用したその他の情報は、人口の大きさ、性別、年齢、地域の人口分布に関連している。世帯所得、都市化、専門的活動、在職期間などの他の基準については、重み付けに利用できる適切な国際統計を入手できなかった。しかしこれら変数の一部は、この重み付けにおいて必要である。ほとんどの国では、16歳以上の人間（大人）の人口が世帯間でどのように分布しているかについて、適切な統計が入手できないか、又は不十分である。したがって、そのような統計は当調査自体から導いた。

まず、異なるサイズの世帯に何人の人間がいるかについて、入手できる統計を元に、標本に重みを与え、地域や性別も考慮した。これは、反復重み付けの処理の中で行われ、個々の回答者に対するそれぞれの重みは、性別や地域の周辺合計が人口分布に対応した形で、重み付けの結果が得られるように計算された。調査自体の中で、世帯の構成は、世帯全体が何人の人間で構成されるか、また何人が16歳以上かを各回答者に尋ねることで決めた。

世帯のサイズに関して重み付けした結果を用いることは、人口中の世帯のサイズの分布と比較して、有意な差を示さなかった。したがって、われわれは人口に対する推計として、標本から取った大人の数と重み付けした分布を用いた。これが、性別、世帯のサイズ、地域分布に基づいて計算された世帯の重みとなった。個々の重みは同じ反復処理を用いて計算されたが、性別や地域の分布を除くと、年齢や世帯内の大人の数も基準として役立った。

層化した標本設計を持つ国には、異なる重み付け処理が適用された。標本が地域ごとに層化されているため、地域による重み付けは必要ない。

### 3 国レベルの標本内での欧州犯罪・安全実態調査の追加標本の重み付け

欧州犯罪・安全実態調査は、1,200件の国レベルの標本と、主要都市の800件の追加標本で構成される。同調査の報告書では、重み付けの変数は国レベルの標本が2,000件となるように計算されている。整合性のため、この手法は本報告書でも同調査の対象国に関して用いられている。もう一つの手法は、国レベルの標本の重みを引き上げるのではなく、追加標本の重みを下げるやり方であり、同調査の対象国の大半の標本サイズが1,200件になる。この重み付けの方法は、国レベルの比率を変えないが、誤差の範囲が拡大され、90%の信頼区間は約1.3倍となる。

付録4表は、本報告書の数値に示された区間と比較して、2,000件から1,200件への変更が90%の信頼区間にどう影響するかを示している。再計算された区間は、欧州犯罪・安全実態調査の13か国、北アイルランド、スコットランドに該当する。ルクセンブルクには追加標本がない。フィンランドの調査の標本は事例の数を多く含み、イングランド及びウェールズはやや少なめ（英国調査から抽出されたため）となっている。イングランド及びウェールズ、フィンランドについては、信頼区間の欄を、付録4の中に別途設けた。

付録4 異なる標本数における90%信頼区間—本報告書に示された現標本数及び代替標本数

観測された%	15か国*		フィンランド		イングランド及びウェールズ	
	2000=現標本数	1200=代替標本数	2500=現標本数	1700=代替標本数	1750=現標本数	975=代替標本数
1	0.37	0.47	0.33	0.4	0.39	0.53
2	0.52	0.67	0.46	0.56	0.55	0.74
3	0.63	0.81	0.56	0.68	0.67	0.9
4	0.72	0.93	0.65	0.78	0.77	1.04
5	0.8	1.04	0.72	0.87	0.86	1.15
6	0.88	1.13	0.78	0.95	0.94	1.25
7	0.94	1.22	0.84	1.02	1.01	1.35
8	1	1.29	0.9	1.09	1.07	1.43
9	1.06	1.36	0.94	1.15	1.13	1.51
10	1.11	1.43	0.99	1.2	1.18	1.59
12	1.2	1.55	1.07	1.3	1.28	1.72
14	1.28	1.65	1.15	1.39	1.37	1.83
16	1.35	1.75	1.21	1.47	1.45	1.94
18	1.42	1.83	1.27	1.54	1.52	2.03
20	1.48	1.91	1.32	1.6	1.58	2.11
22	1.53	1.97	1.37	1.66	1.63	2.19

\* 15か国とは、欧州犯罪・安全実態調査の13か国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン）、北アイルランド及びスコットランドである。

**参考文献****Baum, K.**

*Identity Theft*, 2004. *First estimates from the National Crime Victimization Survey*. NCJ 212213. Bureau of Justice Statistics, Washington, 2004.

**Block, R.L.**

*Victimisation and Fear of Crime: World Perspectives*. Bureau of Justice Statistics: US Department of Justice, Washington D.C.: Government Printing House, 1984.

**Blumstein, A., & Wallman, J.**

*The Crime Drop in America*. New York: Cambridge University Press, 2006.

**Catalano, S.M.**

Methodological change in the NCVS and the effect on convergence, In J. Lynch & L. Addington (Eds), *Understanding crime statistics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007.

**Central Statistical Office Ireland**

*Quarterly National Household Survey, Crime and Victimization*. Quarter 4, 1998 and 2003, 2004

**Challice, G. & Johnson, H.**

The Australian component of the 2004 International Crime, Victimization Survey, *Technical and background paper*, no. 16: Canberra, Australian Institute of Criminology, 2005.

**Coalition 2000**

*Anti-Corruption reforms in Bulgaria*. Sofia, Bulgaria: Center for the Study of Democracy. Online: coalition2000@online.bg, 2005.

**Cook, P.J. & Khmlevska, N.**

Cross-national patterns in crime rates. In M. Tonry & D. Farrington, (Eds), *Crime and Justice*. Vol 33. Chicago: University of Chicago Press, 2005.

**Eurobarometer**

*Public safety, exposure to drug-related problems and crime*. Report prepared for the European Commission by the European Opinion Research Group (EORG), May 2003, 2003.

**European Sourcebook of Crime & Criminal Justice Statistics**

The Hague: WODC/Boom Juridische uitgevers, 2003.

**European Sourcebook of Crime & Criminal Justice Statistics**

The Hague: WODC/Boom Juridische uitgevers, 2006.

**Farrington, D.P., Langan, P.A., & Tonry, M.**



*Cross-national studies in crime and justice*. US Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics. September 2004., Washington DC, 2004.

**Gallup Europe**

*Do lower response rates create response (estimation) bias? Effect of repeated recalls on crime experience estimations*. Powerpoint presented at the EU ICS workshop in November 2005 at Gallup Europe headquarters. Brussels: 2005.

**Gallup Europe**

*Methodology of the European Crime and Safety Survey*. EU ICS working paper series. Brussels: [www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu), 2007.

**Gruszczynska B., and Gruszczynski M.**

Crime in Enlarged Europe: Comparison of Crime Rates and Victimization Risks, in: *Transition Studies Review*, Volume. 12, Issue 2, Sep. 2005, s. 337-345. 2005.

**Hideg, G. & Manchin, R.**

*Telescoping effects in EU ICS*, Brussels, Gallup Europe ([www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)), 2007.

**Hideg, G. & Manchin, R.**

*The Inclusion of Mobile-only Persons in the Finnish ICS*, Brussels, Gallup, Europe ([www.europeansafetyobservatory.eu](http://www.europeansafetyobservatory.eu)), 2007.

**Hope, T.**

Has the British crime survey reduced crime? In M. Hough & M. Maxfield (Eds), *Surveying crime in the XXI century, Proceedings of a conference marking the 25th anniversary of the British Crime Survey*. Criminal Justice Press/Willan 2007.

**Johnson, H.**

Crime Victimization in Australia: key results of the 2004 International Crime Victimization Survey, *Research and public policy series*, no. 64: Canberra, Australian Institute of Criminology 2005a.

**Johnson, H.**

Experiences of crime in two selected migrant communities, *Trends and issues in crime and criminal justice*, no. 302: Canberra, Australian Institute of Criminology 2005b.

**Johnson, H. and Krone, T.**

Internet purchasing: perceptions and experiences of Australian households, *Trends and issues in crime and criminal justice*, no. 330: Canberra: Australian Institute of Criminology, 2007

**Kangaspunta, K.**

Secondary analysis of integrated sources of data. In A. Alvazzi del Frate, O. Hatalak & U. Zvekic (Eds), *Surveying crime: a global perspective*, Rome: UNICRI/ISTAT, 2000

**Killias, M., Van Kesteren, J., Rindlisbacher, M.**

Guns, violent crime, and suicide in 21 countries. *Canadian Journal of Criminology*, 429-448, 2001

**Killias, M., Haymoz, S. & Lamon P.**

*Swiss Crime Survey: Die Kriminalität in der Schweiz im Lichte der Opferbefragungen von 1984 bis 2005*, Bern: Stämpfli, 2007.

**Lucia, S., Herrmann, L. & Killias, M.**

How important are interview methods and questionnaire designs in research on self-reported juvenile delinquency? An experimental comparison of Internet vs paper-and-pencil questionnaires and different definitions of the reference period, *Journal of Experimental Criminology*, Volume 3, Number 1/p. 39-64, 2007.

**Lynn, P.**

*Collecting data about non-respondents to the British Crime Survey*. London: Home Office Research, Development and Statistics Directorate (unpublished), 1997.

**Lynch, J.P.**

Problems and promise of victimization surveys for cross-national research, *Crime and Justice*, vol. 34, p. 229-287, 1996.

**Lynch, J.P & Addington, L.A.**

*Understanding crime statistics; revisiting the divergence of the NCVS and UCR*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007, Eds.

**Mayhew, P.**

*Residential Burglary: a Comparison of the US, Canada and England & Wales*, National Institute of Justice. Washington D.C.: Government Printing Office, 1987

**Mayhew, P., & Van Dijk, J.J.M.**

*Criminal victimisation in eleven industrialised countries. Key findings from the 1996 international crime victims survey*. The Hague: WODC. 1997.

**Naudé C.M.B, Prinsloo J.H., Ladikos A.**

*Experiences of Crime in Thirteen African Countries: Results from the International Crime Victim Survey*. Turin: UNICRI [www.unicri.it/wwd/analysis/icvs/publications.php](http://www.unicri.it/wwd/analysis/icvs/publications.php), 2006

**Nevala, S.**

*Violence Against Women: an International perspective*. New York: Springer, 2007.

**Newman, G.**

United Nations (1999), *Global report on crime and justice, United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention*, Centre for International Crime Prevention. New York: Oxford University Press, Ed, 1999.

**Politiemonitor Bevolking**

*Landelijke rapportage*, Hilversum: Intomart, 2005.

**Postma, W.**

*Presentation on trends in car theft in Europe*, Foundation for Tackling Vehicle Crime (postma@stavc.nl), 2007.

**Saris, W.E. & A. Scherpenzeel. A.**

*Effecten van vraagformulering en data- verzamelingsmethoden in slachtofferenquêtes (On the effects of the phrasing of questionnaire items and methods of data collection in victimisation surveys)*. Amsterdam: Universiteit van Amsterdam, 1992.

**Scherpenzeel A.**

*Mode effects in panel surveys: A comparison of CAPI and CATI*, Neuenburg: Bundesamt für Statistik, 2001

**Smit, P., Meijer, R., & Groen, P.P.**

Detection rates; an international comparison. *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol. 10, nr. 2-3, 225-253, 2004.

**Stepherd, J. & Sivarajasingam, V.**

*Injury research explains conflicting violence trends*, In: [www.injuryprevention.org.uk](http://www.injuryprevention.org.uk), 2005.

**Transparency International**

The Coalition Against Corruption. *Annual Report 2004*. United Kingdom: Yeomans Press, 2004.

**United Nations**

*In-depth study on all forms of violence against women. Report of the Secretary-General*, New York, United Nations (A/61/122/Add.1.) 2006.

**Van Dijk, J.J.M.**

*The World of crime; breaking the silence on problems of crime, justice and development*, Thousand Oaks: Sage Publications, 2007.

**Van Dijk, J.J.M.**

The experience of crime and justice. In: G. Newman (Ed.), *Global report on crime and justice*. United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, Centre for

International Crime Prevention. New York: Oxford University Press, 1999.

**Van Dijk, J.J.M., & Mayhew, P.**

*Criminal victimisation in the industrialised world. Key findings of the 1989 and 1992 International Crime Surveys.* The Hague: Ministry of Justice, the Netherlands 1992.

**Van Dijk, J.J.M., Manchin, R., Van Kesteren, J., Hideg, G.**

*The Burden of Crime in the EU, a Comparative Analysis of the European Survey of Crime and Safety (EU ICS 2005),* Brussels: Gallup Europe. 2007.

**Van Dijk, J.J.M., Mayhew, P., & Killias, M.**

*Experiences of crime across the world. Key Findings from the 1989 International Crime Survey.* Deventer: Kluwer Law and Taxation Publishers, 1990.

**Van Dijk, J.J.M., Sagel-Grande, H.I., & Toornvliet, L.G.**

*Actuele Criminologie.* Vierde, herziene druk. The Hague: Sdu Uitgevers, 2002.

**Van Dijk, J.J.M.**

Introduction, In: *Seminar on the Prevention of Urban Delinquency linked to Drugs Dependence.* European Parliament/Ireland Presidency of EU/European Commission. Brussels. November 21-22, 1996

**Van Kesteren, J.N., Mayhew, P., & Nieuwbeerta, P.**

*Criminal victimisation in seventeen industrialised countries. Key-findings from the 2000 International Crime Victims Survey.* The Hague: Onderzoek en beleid, No. 187. Ministry of Justice, WODC, 2000

**Van Steden R. & Sarre, R.**

*The growth of privatized policing: some cross-national data and comparisons.* Free University of Amsterdam, 2007.

**Wolf Harlow, C.**

*Hate Crime Reported by Victims and Police. Special Report.* NCJ 209911. Bureau of Justice Statistics, Washington, 2005

**World Health Organization**

*World report on violence and health.* Geneva, 2002

**Zvekic, U.**

*Criminal Victimisation in Countries in Transition,* Rome: UNICRI publ. No. 61, 1998